

附則（平成13年9月17日KDDI移企第61号、第62号）

（実施時期）

第1条 この約款は、平成13年10月1日から実施します。

（契約約款の廃止）

第2条 この約款の実施に伴い、当社及び合併前の株式会社エーユー（以下「旧株式会社エーユー」といいます。）のa u電話サービス契約約款（以下「旧a u電話サービス契約約款」といいます。）、a uデュアルサービス契約約款（以下「旧a uデュアルサービス契約約款」といいます。）及びa uパケットサービス契約約款（以下「旧a uパケットサービス契約約款」といいます。）（以下これらを総じて「廃止約款」といいます。）は、廃止します。

（契約に関する経過措置）

第3条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

（1） 当社の旧a u電話サービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般a u電話契約 （第3種に係るもの）	一般a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）
一般a u電話契約 （第4種に係るもの）	一般a u契約 （CDMA方式のa u電話に係るもの）
定期a u電話契約 （第3種に係るもの）	定期a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）
定期a u電話契約 （第4種に係るもの）	定期a u契約 （CDMA方式のa u電話に係るもの）
臨時a u電話契約 （第3種に係るもの）	臨時a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）
臨時a u電話契約 （第4種に係るもの）	臨時a u契約 （CDMA方式のa u電話に係るもの）
グループネットa u電話契約	グループ電話契約
前払a u電話契約	第1種プリペイド電話契約
ローミング契約 （その契約に係る移動無線装置の無線局の 免許人が、沖縄セルラー電話株式会社であるもの）	ローミング契約
緊急通報用電話契約	緊急通報用電話契約

（2） 旧株式会社エーユーの旧a u電話サービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般a u電話契約 （PDC方式に係るもの）	一般a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）

一般 a u 電話契約 (C D M A 方式に係るもの)	一般 a u 契約 (C D M A 方式の a u 電話に係るもの)
定期 a u 電話契約 (P D C 方式に係るもの)	定期 a u 契約 (P D C 方式の a u 電話に係るもの)
定期 a u 電話契約 (C D M A 方式に係るもの)	定期 a u 契約 (C D M A 方式の a u 電話に係るもの)
前払 a u 電話契約	第 2 種プリペイド電話契約
ビジターコール契約	ローミング契約
緊急通報用電話契約	緊急通報用電話契約

(3) 当社の旧 a u デュアルサービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般 a u デュアル契約	一般 a u 契約 (C D M A 方式の a u デュアルに係るもの)
定期 a u デュアル契約	定期 a u 契約 (C D M A 方式の a u デュアルに係るもの)
デュアルローミング契約 (その契約に係る移動無線装置の無線局の 免許人が、沖縄セルラー電話株式会社であるもの)	ローミング契約

(4) 旧株式会社エーユーの旧 a u デュアルサービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般 a u デュアル契約	一般 a u 契約 (C D M A 方式の a u デュアルに係るもの)
定期 a u デュアル契約	定期 a u 契約 (C D M A 方式の a u デュアルに係るもの)
デュアルビジターコール契約	ローミング契約

(5) 当社及び旧株式会社エーユーの旧 a u パケットサービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
a u パケット契約	一般 a u 契約

(9.6kbit/sに係るもの)	(9.6kbit/sのa uパケットに係るもの)
a uパケット契約 (14.4kbit/sに係るもの)	一般a u契約 (14.4kbit/sのa uパケットに係るもの)
パケットローミング契約 (その契約に係る移動無線装置の無線局の 免許人が、沖縄セルラー電話株式会社であるもの)	ローミング契約

(契約月数等に関する経過措置)

第4条 この約款における契約月数、利用月数又は利用年数は、廃止約款における契約月数、利用月数又は利用年数をそれぞれ通算して取り扱います。

(利用休止中の契約に関する経過措置)

第5条 この約款実施の際現に、当社の廃止約款の規定によりa u電話、a uデュアル若しくはa uパケットの一時休止をしている契約又は旧株式会社エーユーの廃止約款の規定によりa u電話、a uデュアル若しくはa uパケットの利用休止をしている契約については、この約款実施の日において、この約款第14条の規定により、a uサービスの利用の一時休止をしているものとみなします。

2 前項の場合において、廃止約款における利用の一時休止中又は利用休止中の期間は、これらをこの約款における利用の一時休止期間に算入します。

(a uサービスのコース種別に関する経過措置)

第6条 この約款実施の際現に、当社の旧a u電話サービス契約約款の規定によりa u電話契約(前払a u電話契約を除きます。)若しくはグループネットa u電話契約を締結している者、旧a uデュアルサービス契約約款の規定によりa uデュアル契約を締結している者又は旧a uパケットサービス契約約款の規定によりa uパケット契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款におけるa uサービス等の第8種コースを選択したものとみなします。

2 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの旧a u電話サービス契約約款の規定によりa u電話契約(前払a u電話契約を除きます。)を締結している者、旧a uデュアルサービス契約約款の規定によりa uデュアル契約を締結している者又は旧a uパケットサービス契約約款の規定によりa uパケット契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれその廃止約款において選択していた基本使用料の適用におけるコース種別又はa uパケットの種別に対応するa uサービスのコース種別を選択したものとみなします。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際現に、当社の旧a u電話サービス契約約款又は旧a uデュアルサービス契約約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別を指定している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の料金種別を選択したものとみなします。

廃止約款における料金種別	この約款における料金種別
1形	おてごろプラン
2形	おきがるプラン
3形	おふたいむプラン
4形	イーザ
5形	コミコミプランL
6形	コミコミプランS

7形	コミコミプランLL
8形	コミコミOneファースト
9形	コミコミOneビジネス
10形	コミコミOneスタンダード
11形	コミコミOneエコノミー
12形	りんでん
13形	コミコミOneライト
14形	デイトムプラン
15形	コミコミOneオフタイム

- 2 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの旧a u電話サービス契約約款又は旧a uデュアルサービス契約約款の規定により次表の左欄の基本使用料の種別を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の料金種別を選択したものとみなします。

廃止約款における種別	この約款における料金種別
プランA	標準プラン
プランB	ちょっとコール
コミコミコールL	コミコミコールL
コミコミコールS	コミコミコールS
コミコミコールXS	コミコミコールXS
ホットコール	ホットコール
コミコミコールスーパー	コミコミコールスーパー
コミコミコールジャンボ	コミコミコールジャンボ
デイトムプラン	デイトムプラン

(基本使用料の割引の適用に関する経過措置)

第8条 この約款実施の際現に、当社の廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の基本使用料の割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

(1) 旧a u電話サービス契約約款及び旧a uデュアルサービス契約約款

廃止約款における基本使用料の割引	この約款における基本使用料の取扱い又は割引

定期 a u 電話契約に係る基本使用料の割引 (一般用に係るもの)	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (一般用に係るもの)
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の 割引 (一般用に係るもの)	
定期 a u 電話契約に係る基本使用料の割引 (学生用に係るもの)	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (学生用に係るもの)
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の 割引 (学生用に係るもの)	
契約者を単位とした基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引 I
複数回線複合割引	複数回線複合割引

(2) 旧 a u パケットサービス契約約款

廃止約款における基本使用料の割引	この約款における基本使用料の割引
契約者を単位とする基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引 II

- 2 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

(1) 旧 a u 電話サービス契約約款及び旧 a u デュアルサービス契約約款

廃止約款における 基本使用料の取扱い又は割引	この約款における 基本使用料の取扱い又は割引
定期 a u 電話契約に係る基本使用料の取扱い (一般用に係るもの)	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (一般用に係るもの)
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の 取扱い (一般用に係るもの)	
定期 a u 電話契約に係る基本使用料の取扱い (学生用に係るもの)	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (学生用に係るもの)
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の 取扱い (学生用に係るもの)	
契約者を単位とする基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引 I
複数回線複合割引	複数回線複合割引
複数回線割引	複数回線割引

(2) 旧 a u パケットサービス契約約款

廃止約款における基本使用料の割引	この約款における基本使用料の割引
------------------	------------------

契約者を単位とする基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引Ⅱ
------------------	-------------------

(通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

第9条 この約款実施の際現に、当社の廃止約款の規定により次表の左欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択したものとみなします。

廃止約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引	この約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引
通話料の定額支払による定率割引 (A形に係るもの)	通話料の定額支払による定率割引 (コール10に係るもの)
通話料の定額支払による定率割引 (B形に係るもの)	通話料の定額支払による定率割引 (コール15に係るもの)
特定電話番号への通話料の月極割引	特定電話番号への通話料の月極割引Ⅰ
特定固定電話との通話の月極割引等	特定加入電話との通話の月極割引等
契約者を単位とする通話料の月極割引	契約者を単位とする通話料の月極割引
D L加入回線からの通話に係る通話料の割引	D L加入回線からの通話に係る通話料の割引
パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)
パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)

2 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの廃止約款の規定により次表の左欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択したものとみなします。

廃止約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引	この約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引
通話料の月極割引 (パッケージ1に係るもの)	最低通話料の支払いを条件とする通話料の 月極割引 (とくとくパック1000に係るもの)
通話料の月極割引 (パッケージ2に係るもの)	最低通話料の支払いを条件とする通話料の 月極割引 (とくとくパック2500に係るもの)
通話料の月極割引 (パッケージ3に係るもの)	最低通話料の支払いを条件とする通話料の 月極割引 (とくとくパック5000に係るもの)

契約者を単位とする通話料の月極割引	契約者を単位とする通話料の月極割引
特定電話番号への通話料の月極割引	特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ
D L加入回線からの通話に係る通話料の割引	D L加入回線からの通話に係る通話料の割引
パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)
パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)

(オプション機能等に関する経過措置)

第10条 この約款実施の際現に、当社の廃止約款の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

廃止約款におけるオプション機能	この約款におけるオプション機能
三者通話機能	三者通話機能
割込通話機能	割込通話機能
着信短縮ダイヤル機能	着信短縮ダイヤル機能
留守番伝言受付機能及び不在案内機能	留守番伝言機能
文字メッセージ機能 (プチメールに係るもの)	プチメール機能
文字メッセージ機能 (プチメールαに係るもの)	プチメールα機能
文字メッセージ機能 (Cメールに係るもの)	Cメール機能
同報機能	同報機能
F A X 蓄積機能	F A X 蓄積機能
受信通知機能	Cメール受信通知機能
代表番号機能	代表番号機能
海外ローミング機能	海外ローミング機能
W A P 対応機能 (タイプⅠに係るもの又は情報管理機能があるもの)	E Z w e b 機能 (タイプⅠに係るもの)

W A P対応機能 (タイプIIに係るもの又は情報管理機能がないもの。ただし、タイプIIIに係るものを除きます。)	E Z w e b機能 (タイプIIに係るもの)
W A P対応機能 (タイプIIIに係るもの)	E Z w e b機能 (タイプIIIに係るもの)
e z p l u s 通信機能	e z p l u s 通信機能
高速パケット通信機能	高速パケット通信機能
制御情報通知機能	制御情報通知機能
音声蓄積機能	ボイスメール機能

- 2 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの廃止約款の規定より次表の左欄の付加機能又はオプション機能を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

廃止約款における 付加機能又はオプション機能	この約款におけるオプション機能
三者通話機能	三者通話機能
割込通話機能	割込通話機能
着信短縮ダイヤル機能	着信短縮ダイヤル機能
メッセージ機能 (メッセージサービスに係るもの)	留守番伝言機能
メッセージ機能 (Cメールに係るもの)	Cメール機能
メッセージ機能 (文字サービスに係るもの)	文字サービス機能
着信通知機能	E Vメール機能
料金分計機能	通話料分計機能
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話拒否機能
番号情報送出機能	番号情報送出機能
音声認識ダイヤル機能	音声認識ダイヤル機能
海外ローミング機能	海外ローミング機能
E Z w e b 機能	E Z w e b 機能

(タイプⅠに係るもの又は情報管理機能があるもの)	(タイプⅠに係るもの)
E Z w e b 機能 (タイプⅡに係るもの又は情報管理機能がないもの。ただし、タイプⅢに係るものを除きます。)	E Z w e b 機能 (タイプⅡに係るもの)
E Z w e b 機能 (タイプⅢに係るもの)	E Z w e b 機能 (タイプⅢに係るもの)
e z p l u s 通信機能	e z p l u s 通信機能
高速パケット通信機能	高速パケット通信機能
制御情報通知機能	制御情報通知機能
課金開始信号送出機能	課金開始信号送出機能

(プリペイドカードに関する経過措置)

第11条 当社の廃止約款に規定する次表の左欄のプリペイドカードは、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のプリペイドカードであるとみなします。

廃止約款におけるプリペイドカード	この約款におけるプリペイドカード
第2種カード	第1種カード
第3種カード	第2種カード
第4種カード	第3種カード
第5種カード	第4種カード

2 旧株式会社エーユーの廃止約款に規定する次表の左欄のプリペイドカードは、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のプリペイドカードであるとみなします。

廃止約款におけるプリペイドカード	この約款におけるプリペイドカード
第1種カード	A種カード
第2種カード	B種カード

(ローミング契約に関する経過措置)

第12条 この約款実施の際現に、当社の旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成10年3月10日移通第10-232号）第2項から第4項までの規定により従前のおりとされた者に係る契約者回線については、平成13年10月25日までの間、その移動無線装置が別記2に定める関東地区及び中部地区に在圏する場合には、これを利用することができません。

ただし、この約款実施の日以降、その契約者回線の契約者から関東地区及び中部地区に在圏する場合もその契約者回線を利用したい旨の申出があった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項本文の契約者回線について、a u サービスの種類の変更がなされたとき又は特定事業者が提供する a u サービスの種類の変更がなされたときは、前項ただし書きの申出があったものとみなして取り扱います。

第13条 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成11年3月10日関企発第 553号）第2項から第4項までの規定により従前のおりとされた者に係る契約者回線については、平成13年10月25日までの間、その移動無線装置が別記2に定める関東地区及び中部地区以外の地域に在圏する場合には、これを利用することができません。

ただし、この約款実施の日以降、その契約者回線の契約者から関東地区及び中部地区以外の地域に在圏する場合もその契約者回線を利用したい旨の申出があった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項本文の契約者回線について、a u サービスの種類の変更がなされたときは、前項ただし書きの申出があったものとみなして取り扱います。

（他社電話サービスの利用等に係る提供条件に関する経過措置）

第14条 この約款実施の際現に、当社の旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成12年6月16日 I D O 企 H 12-0035号）第3項の規定により従前のおりとされた他社電話サービスの利用等に係る提供条件及び旧株式会社エーユーの旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成12年6月16日関企発第 151号）第2項の規定により従前のおりとされた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海が提供するローミングの利用により生じた債権の取扱いについては、なお従前のおりとします。

（旧第1種カードの交換に関する経過措置）

第15条 この約款実施の際現に、当社の旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成12年6月22日 I D O 企 H 12-0016号）第3項の規定により、その廃止約款における第3種カードと交換するとされたプリペイドカード（以下本条において「旧第1種カード」といいます。）については、次の場合を除き、当社が別に定める期間において、この約款における第2種カードと交換します。

(1) 旧第1種カードにおいて、既にこの約款第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）に規定する登録を行っている場合。

(2) 旧第1種カードに記載されたカードの登録期限を経過している場合。

2 契約者は、前項の場合には、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ていただきます。

3 旧第1種カードについては、第8種コースに係る a u サービス等及び第1種プリペイド電話においてのみ登録できるものとし、その利用料金額等は、次表のおりとします。

1のプリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	利用料金額	有効日数	
		プリペイド電話契約のもの	a u 契約等のもの
旧第1種カード	3,000円	30日	365日

（文字サービス機能の提供を受けていない P D C 方式の契約者回線に関する経過措置）

第16条 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成11年10月21日関企発第 344号）第3項の規定により、その廃止約款における文字サービスの提供を受けていない P D C 方式の契約者回線について、その文字サービス及び E Z w e b 機能を提供しないとされた取扱いについては、なお従前のおりとします。

ただし、この約款実施の日以降、その契約者回線の契約者からこの約款における文字サービス機能を利用したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

（複数回線割引に関する経過措置）

第17条 この約款実施の際現に、旧株式会社エーユーの旧 a u 電話サービス契約約款の附則（平成13年4月26日 a u K 総第 8 号）第3項の規定又は旧 a u デュアルサービス契約約款の附則（平成13年4月26日 a u K 総第 9 号）第3項の規定により、従前のおりとされた基本使用料のコース種別が第5種又は第6種の法人名義の契約者回線に係る複数回線割引については、この約款の料金表第1表第1（基本使用料等）の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

(自宅加入電話への通話料の月極割引に関する経過措置)

第18条 当社が別に定めるまでの間、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄の通話料について、この約款の料金表第1表第2（通話料）に規定する自宅加入電話への通話料の月極割引を適用しません。

第1種コース及び第6種コースのauサービスの利用の一時休止の再利用があった場合	再利用があった日を含む料金月の通話料
第1種コース、第2種コース及び第7種コースに係るauサービス利用権の譲渡があった場合	譲渡承諾日以降の通話料（その料金月のものに限り。）

(料金等の支払いに関する経過措置)

第19条 この約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第20条 この約款実施前に廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附則（平成13年10月11日KDDI移企第63号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成14年4月30日までの間における着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引については、この改正規定にかかわらず、その定額料の支払いを要しないものとし、その適用額は1課金対象パケットごとに税抜額0.1円とします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（平成13年11月1日KDDI移企第64号）

(実施時期)

1 この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

(プリペイド通話に係る利用有効期間に関する経過措置)

2 この改正規定実施日以降、プリペイド通話に係る前払い通話料を追加登録した場合において、追加登録前の利用有効期間が365日を超えているときは、第84条第3項の規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（平成13年11月1日KDDI移企第65号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年11月21日から実施します。ただし、第7種コースにおける迷惑電話拒否機能に関する改正規定については、平成13年12月1日から、プリペイド通話に係る前払い通話料に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(A種カード又はB種カードに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施日以降、改正前の料金表の規定により提供されていたプリペイ

ドカードであるA種カード又はB種カードについて、次の場合を除き、当社が別に定める期間において、それぞれこの料金表における第1種カード又は第2種カードと交換します。

(1) A種カード又はB種カードにおいて、既に第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）に規定する登録を行っている場合。

(2) A種カード又はB種カードに記載されたカードの登録期限を経過している場合。

3 契約者は、前項の場合には、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ていただきます。

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成13年11月12日K D D I 移企第66号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成14年9月30日までの間における料金表第1表第1（基本使用料等）に規定するオプション機能使用料の減額については、この改正規定にかかわらず、下表の料金額を減額して適用します。

1 契約ごとに

区 分		控除額（月額）
ア イ以外の場合		600円
イ 第8種コースの場合	タイプIV以外のもの	500円
	タイプIVのもの	600円

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成13年12月13日K D D I 移企第68号、第69号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成13年12月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成13年12月26日K D D I 移企第70号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年1月7日から実施します。

ただし、海外ローミング機能に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年1月24日K D D I 移企第71号、第72号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

ただし、北摂ケーブルネット株式会社及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋との接続に関する改正規定については、平成14年2月4日から、定期a u契約に係る基本使用料の取扱い

(適用の開始及び廃止の取扱いに限ります。)、複数回線複合割引の適用、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰの適用、特定データ通信に係る通話料の適用、特定電話番号への通話料の月極割引の適用及び契約者を単位とする通話料の月極割引Ⅱの適用(適用の開始及び廃止の取扱いに限ります。))に関する改正規定については、平成14年3月1日から実施します。
(通話料の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

複数回線複合割引の通話料の取扱いⅠ	複数回線複合割引の通話料の取扱い
複数回線複合割引の通話料の取扱いⅡ	
割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引Ⅰの適用	割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用
割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引Ⅱの適用	
特定電話番号への通話料の月極割引Ⅰの適用	特定電話番号への通話料の月極割引の適用
特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用	
契約者を単位とする通話料の月極割引の適用(第8種コース以外のコース種別の契約者回線に係るものに限ります。)	契約者を単位とする通話料の月極割引Ⅰの適用
契約者を単位とする通話料の月極割引の適用(第8種コースの契約者回線に係るものに限ります。)	契約者を単位とする通話料の月極割引Ⅱの適用

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年2月21日KDDI移企第75号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年3月21日の午前2時から実施します。

(経過措置)

- 2 平成14年3月21日の午前2時以前に開始された相互接続点からの通話(遠隔制御課金先指定の取扱いを受けたものを除きます。)に係る料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の料金表の規定を適用します。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年2月28日KDDI移企第76号、第77号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

ただし、浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社との接続に関する改正規定については、平成14年3月25日から、PDC方式に係る契約申込みの取扱い、コミコミOneファーストの取扱い及びケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社との新たな接続に関

する改正規定については、平成14年4月1日から実施します。

(PDC方式に係る契約申込みの取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降、第75条(通信利用の制限)に掲げる機関等からPDC方式に係る契約申込みがあった場合は、CDMA方式のauサービスにより代替して提供することが困難であると当社が認めるときに限り、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱うこととし、第9条(契約申込みの承諾)を準用する場合も同様とします。

(コミコミOneファーストの取扱いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、コミコミOneファーストを選択している契約者回線については、なお従前のとおり取り扱います。

(基本使用料等及び通話料の適用に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

複数回線割引の適用	契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰの適用
契約者を単位とする通話料の月極割引Ⅰの適用(第1種コース、第5種コース及び第6種コースの契約者回線に係るものに限り、ます。)	契約者を単位とする通話料の月極割引Ⅱの適用

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年3月11日KDDI移企第78号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(その他)

- 2 KDDI移企第66号(平成13年11月12日)の附則第2項(経過措置)中「平成14年3月31日までの間」とあるのを「平成14年9月30日までの間」に改めます。

附則(平成14年3月25日KDDI移企第79号、第80号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年5月1日KDDI移企第83号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

ただし、株式会社スーパーネットワークユーとの接続に関する改正規定については、平成14年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、一時休止又は一時中断の状態にある契約者回線(第1種コース、第5種コース又は第6種コースに係るものに限り、ます。)については、この改正規定にかかわらず、その再利用又は再開に係る番号登録手数料又はシステム登録手数料の支払いを要します。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年4月26日KDDI移企第86号）

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附則（平成14年5月14日KDDI移企第84号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

ただし、第1表第1（基本使用料等）1（適用）（3）のアの改正規定については、平成14年7月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

契約者を単位とする通話料の月極割引の適用	契約者を単位とする通話料の月極割引の適用
----------------------	----------------------

3 この改正規定実施の際現に、一時休止又は一時中断の状態にある契約者回線（第2種コースから第4種コース又は第7種コースに係るものに限り、）については、この改正規定にかかわらず、その再利用又は再開に係る番号登録手数料又はシステム登録手数料の支払いを要します。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年5月31日KDDI移企第88号）

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附則（平成14年6月4日KDDI移企第89号、第90号）

この改正規定は、平成14年7月22日から実施します。

附則（平成14年6月24日KDDI移企第91号、第92号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

（その他）

2 KDDI移企第84号（平成14年5月14日）の附則第1項（実施時期）の規定を「平成14年7月1日から実施します。ただし、第1表第1（基本使用料等）1（適用）（3）のアの改正規定については、平成14年7月16日から実施します。」に改めます。

附則（平成14年7月11日KDDI移企第95号、第96号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年7月18日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）に規定するオプション機能使用料の減額適用及び第1（基本使用料）2（料金額）に規定するオプション機能使用料に係る改正規定については、平成14年10月1日から、別表1（オプション機能）に係る改正規定については、平成14年10月7日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、タイプIVに係るEZweb機能の提供を受けている契約者回線（高速パケット通信機能の提供を受けている契約者回線を除きます。）については、タイプIVに係るEZweb機能が廃止（この機能の種類の変更を含みます。）されるまでの間、高速パケット通信機能に係る別表1（オプション機能）の改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

ただし、この改正規定実施の日以降、高速パケット通信機能の利用の請求があった場合は、この限りではありません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年7月25日K D D I 移企第97号、第98号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

定期 a u 契約	第1種定期 a u 契約
-----------	--------------

3 削除

附則（平成14年8月26日K D D I 移企第101号）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附則（平成14年8月26日K D D I 移企第99号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附則（平成14年9月24日K D D I 移企第102号、103号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年10月18日K D D I 移企第104号）

この改正規定は、平成14年10月25日から実施します。

ただし、別記1に規定する協定事業者の区分に係る改正規定については、平成14年11月1日から実施します。

附則（平成14年11月27日K D D I 移企第105号、第106号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年12月4日から実施します。

ただし、この改正規定中、一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除、定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除及び臨時 a u 契約者が行う臨時 a u 契約の解除に関する改正規定以外の部分については、平成15年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年12月9日K D D I 移企第107号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年12月9日から実施します。

附則（平成14年1月5日K D D I 移企第108号）

この改正規定は、平成15年1月5日から実施します。

附則（平成15年1月24日K D D I 移企第109号、第110号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

ただし、ソフトバンク B B 株式会社との接続に関する改正規定については、平成15年2月

7日から、BREW、NET機能及びEzweb機能に関する改正規定については、平成15年2月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年3月5日KDDI移企第113号、第114号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-3の改正規定については、平成15年4月21日の午前2時から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年4月21日の午前2時以前に開始された通話（料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-3に係る通話に限ります。）に係る料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の料金表の規定を適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年3月24日KDDI移企第116号、第117号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
(auサービスの種類の廃止に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していたPDC方式のauサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供するauサービスに係る契約に移行するものとします。
- 3 前項の場合において、約款第96条（当社が行うauサービスの種類の変更の場合の費用負担）の規定は、平成15年9月30日までの間にその請求があったときに限り適用するものとします。
- 4 平成15年3月31日において現に利用され、第2項の規定により契約が移行したauサービスについて、当社は、約款第14条（auサービスの利用の一時休止）に規定する一時休止があったものとみなして取り扱います。
- 5 前項の場合において、当社は、平成15年9月30日までの間にそのauサービスが再利用されたときに限り、一時休止前と同一の電話番号を付与するものとします。
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していたPDC方式に係る定期au契約については、この改正規定実施の日における一般au契約への移行にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。
(プリペイド電話の種類の廃止に関する経過措置)
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた第1種プリペイド電話契約及び第2種プリペイド電話契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定におけるプリペイド電話契約に移行するものとします。
- 8 前項の場合において、当社は、移行後のプリペイド電話契約に係る契約者回線に端末設備が接続されていない期間について、その契約者回線に端末設備が接続されている場合と同様に取り扱います。
- 9 当社は、平成15年9月30日までの間に端末設備が接続されなかった契約者回線（第7項の規定により第2種プリペイド電話契約から移行した契約に係るものに限ります。）について、平成15年10月1日に電話番号を変更するものとします。
(臨時au契約及び当社が提供する端末設備に関する経過措置)
- 10 この改正規定実施の日から平成15年5月31日までの間における臨時au契約及び当社が提供する端末設備に関する料金その他の提供条件については、第2項の規定に該当する場合を除き、なお従前のとおりとします。
ただし、平成15年5月1日以降、当社は、臨時au契約の締結又は当社が提供する端末設備の利用に係る申込みがあったときは、これを承諾しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年4月1日KDDI移企第118号、第119号）

この改正規定は、平成15年4月8日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表1（オプション機能）3欄の改正規定については、平成15年4月23日から実施します。

附則（平成15年4月24日KDDI移企第120号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成15年5月26日から、第2（通話料）に規定するプリペイド通話に係る通話料に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録に関する経過措置)

- 2 auサービス（第8種コースを除きます。）に係るau契約者は、平成15年5月19日から当社が別に定める日までの間において、前払い通話料を登録できません。

(A種カード又はB種カードに関する経過措置に関する変更)

- 3 KDDI移企第65号（平成13年11月1日）の附則第4項（A種カード又はB種カードに関する経過措置）については、平成15年5月19日をもって「削除」に改めます。

(パケット通信料の適用に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けている者とみなします。

最低パケット通信料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引（その種類がミドルパックのものに限ります。）	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅰ（その種類がミドルパックのものに限ります。）
最低パケット通信料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引（その種類がスーパーパックのものに限ります。）	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅰ（その種類がスーパーパックのものに限ります。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱ

(セット品に係るプリペイドカードに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の料金表の規定により提供されていたセット品に係るプリペイドカードについては、それぞれこの料金表における第1種カードとみなして取扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年5月16日KDDI移企第121号、第122号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年5月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備が接続されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のauサービスを利用しているものとみなします。

端末設備の種類	a u サービスの種類
アイ以外のデュアル端末	第1種 a u デュアル
イ 受信において最高144kbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末	第2種 a u デュアル
ウ エ以外のパケット端末	第1種 a u パケット
エ 受信において最高144kbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末	第2種 a u パケット

- 3 前項の規定により第2種 a u パケットを利用しているとみなされる契約者回線であって、契約者、請求書の送付先、オプション機能の利用その他の契約内容が同一であるものは、この改正規定実施の日以降、同一の包括回線グループに所属しているものとみなします。
ただし、その日において、その契約者回線に係る契約者から、異なる包括回線グループを指定する申出があったときは、この限りではありません。

附則（平成15年5月28日 K D D I 移企第123号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年6月5日 K D D I 移企第125号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(22)の料金額の規定については同日の午前2時から実施し、別記3（6）の規定については平成15年7月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成15年7月1日の午前2時以前に開始された通話（料金表第1表第2（通話料）1（適用）(22)の適用を受ける通話に限ります。）に関する料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の規定に係る料金額を適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年6月16日 K D D I 移企第126号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年6月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
ただし、この改正規定実施の日を含む料金月については、第78条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する同報機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

附則（平成15年7月4日 K D D I 移企第127号）

(実施時期)

1

この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

附則（平成15年7月24日KDDI移企第128号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料のうち、タイ王国に関する改正規定については、平成15年8月8日から、台湾に関する改正規定については、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI移企第127号（平成15年7月4日）の附則第2項の(1)のA中「2-3-6」を「2-3-5」に、イを「イ 契約者は、特定加入電話番号について、その数の増加を伴う変更の請求を行うことができません。」に改めます。

附則（平成15年7月30日KDDI移企第129号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI移企第127号（平成15年7月4日）の附則第2項（経過措置）の(1)のオ及び(2)のエ中「学生用の基本使用料」を、「学生用又は障害者用の基本使用料」に改めます。

附則（平成15年8月8日KDDI移企第130号、第131号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月15日から実施します。

(割引選択回線群の指定に係る取扱いの廃止)

2 KDDI移企第107号（平成14年12月9日）の附則第2項（割引選択回線群の指定に係る取扱い）については、平成15年8月16日をもって「削除」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年8月25日KDDI移企第132号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI移企第127号（平成15年7月4日）の附則第2項の(1)のA中「株式会社パワードコム又は中部テレコミュニケーション株式会社が提供する加入電話サービスに係る着信通話の場合」を「中部テレコミュニケーション株式会社が提供する加入電話サービスに係る着信通話の場合」に改めます。

附則（平成15年9月18日KDDI移企第133号）

この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。

附則（平成15年9月24日KDDI移企第134号）

この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0035に限ります。）を使用して行った通話に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

附則（平成15年10月3日KDDI移企第135号、第136号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成15年11月30日までの間、IP電話サービスの電気通信回線への通話（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を使用して行ったものに限ります。）については、この改正規定にかかわらず、料金表第1表第2（通話料）1（適用（13）に規定する特定電話番号への通話料の月極割引を適用しません。

（その他）

3 KDDI移企第127号（平成15年7月4日）の附則第2項の（1）のA中「当社が別に定める加入電話事業者が提供する加入電話サービスの電話番号（料金表第1表第2（通話料）1（適用）（13）に規定する特定電話番号以外の番号であって、当社が別に定めるものに限ります。）とします」を「当社が別に定める加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号（料金表第1表第2（通話料）1（適用）（13）に規定する特定電話番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号以外の番号であって、当社が別に定めるものに限ります。）とします」に改めます。

附則（平成15年10月22日KDDI移企第137号、第138号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、E Z w e b利用制限に関する部分は平成15年11月4日から、第3種a uデュアル及び第3種a uパケットに関する部分は平成15年11月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成16年5月31日までの間におけるa u . N E T機能に係るオプション機能使用料については、この改正規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 KDDI移企第127号（平成15年7月4日）の附則第2項の（1）のA中「2-3-5」を「2-3-4」に、エ又はカ中「a uパケット」を「a uパケット又は第3種a uデュアル」に改めます。

附則（平成15年12月1日KDDI移企第142号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年12月8日KDDI移企第143号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年12月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年12月25日K D D I 移企第145号）

この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。

ただし、土浦ケーブルテレビ株式会社及び株式会社木更津ケーブルテレビが提供する加入電話サービスとの接続に関する改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附則（平成16年1月9日K D D I 移企第146号、第147号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。

（a u . N E T電子メールに関する経過措置）

2 この改正前の約款に規定するa u . N E T電子メールについては、この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年5月31日までの間、なお従前のとおり提供するものとし、平成16年6月1日をもって廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年2月10日K D D I 移企第148号、第149号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年2月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、定期a u 契約に係る契約解除料に関する部分は、平成16年3月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年2月23日K D D I 移企第150号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

（空き電話番号検索サービスに関する経過措置）

2 a u 契約の申込み（他のa u 契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記3（7）に規定する調査の請求を行った場合であって、平成16年3月1日から平成16年4月30日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記3（7）ウの規定にかかわらず、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 K D D I 移企第 127号（平成15年7月4日）の附則第2項の（1）のアについて、（イ）の②の表を削除し、「2-3-1の（1）、2-3-2及び2-3-4」を「2-3-1の（1）及び2-3-3」に、（イ）中「① ②及び③以外の場合」を「① ②以外の場合」に、「③ソフトバンクBB株式会社が提供する加入電話サービスに係る着信通話の場合」を「② ソフトバンクBB株式会社が提供する加入電話サービスに係る着信通話の場合」に改めます。

附則（平成16年4月1日K D D I 移企第152号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（消費税法の改正に伴う附則の改正）

2 K D D I 移企第84号（平成14年5月14日）の附則第5項及びK D D I 移企第 127号（平成15年7月4日）の附則第2項を削ります。

3 K D D I 移企第 148号、第 149号（平成16年2月10日）の附則第2項を削り、第3項を1項繰り上げます。

- 4 削除
 5 削除
 6 平成16年2月29日の時点で、定期 a u 契約（第2種 a u パケットに係る第1種定期 a u 契約を除きます。）を締結している契約者については、その定期 a u 契約に係る契約解除料として、料金表第1表第4（契約解除料）の規定に代えて、その満了に伴いその契約を更新した回数（以下この附則において「更新回数」といいます。）に従い下表を適用します。
 1 契約ごとに

区分		料金額
		税抜額
第1種定期 a u 契約	更新回数が0回のもの	3,000円
	更新回数が1回のもの	1,000円
削除		
削除		
備考 更新回数が2回以上の場合は、その契約解除料の支払いを要しません。		

（GPSMAPサービス及びセンタープッシュサービスに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の契約を締結していた者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄に規定する契約を締結しているものとみなします。

旧 契 約	新 契 約
GPSMAP契約	当社のGPSMAPサービス契約約款に規定するGPSMAP契約
センタープッシュ契約	当社のセンタープッシュサービス契約約款に規定するセンタープッシュ契約

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 （2GHz帯データ通信サービス契約約款の廃止に関する経過措置）
 9 この改正規定実施の際現に、当社の2GHz帯データ通信サービス契約約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）に規定するデータ契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この約款に規定する一般 a u 契約（第3種 a u パケットのものに限ります。）を締結しているものとみなします。
 10 この改正規定実施の際現に、旧約款第3章（端末設備の提供）に規定する端末設備が契約者回線に接続されている場合は、当社は、この約款第14条（a u サービスの利用の一時休止）に規定する一時休止があったものとみなして取り扱います。
 11 旧約款第13条及び第15条の規定に基づく端末設備の返還及びその返還の遅延による損害の賠償、旧約款に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年4月20日KDDI移企第155号）
 （実施時期）

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年5月19日K D D I 移企第157号）

この改正規定は、平成16年5月19日から実施します。

附則（平成16年5月26日K D D I 移企第158号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附則（平成16年6月22日K D D I 移企第159号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年10月1日から、第3（パケット通信料）に規定する定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する改正規定については、平成16年8月1日から実施します。

(特定のパケット通信への定額料の適用の廃止に関する経過措置)

2 改正前の規定により特定のパケット通信への定額料の適用を受けている者は、平成16年8月1日において、この改正規定に規定する特定のパケット通信への2段階定額制の適用を受けているものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年7月21日K D D I 移企第160号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月26日から実施します。

ただし、この改正規定中、Cメール機能に関する部分は平成16年7月27日以降当社が別に定める日から、三者通話機能及び割込通話機能に関する部分は平成16年8月1日から、契約者の氏名等を通知する中継事業者に関する部分は平成16年8月2日から実施します。

(B R E W. N E T機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、変更前のa u通信サービス契約約款の別表1（オプション機能）のB R E W. N E T機能に関する規定に基づき提供しているオプション機能は、この改正規定実施の日において、この約款の別表1（オプション機能）に定める第1種B R E W. N E T機能に関する規定に基づき提供します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年8月5日K D D I 移企第161号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。

(パケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への定額料の適用に関する規定の廃止に伴う附則の改正)

2 K D D I 移企第 159号（平成16年 6 月22日）の附則第 1 項のただし書き後段及び表を削ります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年 8 月18日K D D I 移企第162号）

この改正規定は、平成16年 8 月23日から実施します。

附則（平成16年 8 月26日K D D I 移企第163号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年 8 月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社S T N e t 及びZ I P T e l e c o m株式会社との間の相互接続通信の接続形態と料金の取扱いに関する部分については、平成16年 9 月 1 日から実施します。

（空き電話番号検索サービスに関する経過措置）

2 a u 契約の申込み（他の a u 契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記 3（7）に規定する調査の請求を行った場合であって、平成16年 9 月 1 日から平成16年12月31日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記 3（7）ウの規定にかかわらず、料金表第 4 表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。

（その他の経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年 9 月28日K D D I 移企第164号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 K D D I 移企第 159号（平成16年 6 月22日）の附則第 1 項のただし書き中「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、当社が別に定める日から」を「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年10月 1 日から」に改めます。

附則（平成16年10月13日K D D I 移企第165号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月18日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 K D D I 移企第 163号（平成16年 8 月26日）の附則第 2 項中「平成16年10月31日まで」を「平成16年12月31日まで」に改めます。

附則（平成16年10月25日K D D I 移企第166号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

ただし、特定文字メッセージ送信に係る通話料に関する改正規定、学生又は障害者である

ことを条件とする通話料の月極割引に関する改正規定及びe z p l u s通信に関する改正規定は平成16年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年11月11日K D D I 移企第168号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年11月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年11月25日K D D I 移企第170号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の各号に規定する表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄に定めるパケット通信料の取扱い若しくは割引又は基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

(1) 第3種a uデュアルに係るもの

改正前の規定における パケット通信料の取扱い又は割引	この改正規定における パケット通信料の取扱い又は割引
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nミドルに限りませう。）	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nミドルに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nに限りませう。）	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ
特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（ダブル定額に限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）及び特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nミドルに限りませう。）及び特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nミドルに限りませう。）

定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINに限り ます。）及び特定のパケット通信への2段階 定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（ダ ブル定額に限ります。）
---	------------------------------------

(2) 第3種auパケットに係るもの

改正前の規定における割引	この改正規定における 基本使用料の料金種別
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINスー パーに限ります。）	WINシングルL
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINミドル に限ります。）	WINシングルM
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINに限り ます。）	WINシングルS
備考 改正前の規定において上記のいずれの適用も受けていない場合、当社は、その契 約者がこの改正規定による基本使用料の料金種別としてWINシングルSを選択 したものと取り扱います。	

附則（平成16年12月10日KDDI移企第172号）

この改正規定は、平成16年12月13日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年12月15日から実施します。

附則（平成16年12月17日KDDI移企第173号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

ただし、相互接続通信の接続形態と料金の取扱いに関する規定については、平成16年12月21日から実施します。

（プリペイド電話契約者の取扱いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社とプリペイド電話契約を締結している者（改正前のau通信サービス契約約款第39条の規定により、当社がプリペイド電話契約者と取り扱う者を含みます。以下この項及び次項において「改正前契約者」といいます。）は、当社が別に定める期日までに、プリペイド電話契約者としての届出を行っていただきます。この場合においては、改正前契約者は、その契約者回線に接続された端末設備を持参のうえ、当社所定の書面及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

3 改正前契約者（前項に基づきプリペイド契約者としての届出を行ったものを除きます。）については、この改正以後のau通信サービス契約約款第31条、第32条、第33条又は第69条の規定によらず、それぞれ改正前のau通信サービス契約約款第36条、第37条、第38条又は第69条の規定を従前のおり適用するものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（平成16年12月22日K D D I 移企第174号）
この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附則（平成17年1月28日K D D I 移企第175号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
ただし、基本使用料の料金種別（プランL Lに限ります。）及び通話料（基本使用料の料金種別がプランL Lのものに限ります。）に関する部分は、平成17年2月14日から実施します。
（第3種a uパケットの基本使用料に関する経過措置）
- 2 第3種a uパケットの基本使用料については、その料金種別に応じ、平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間、料金表第1表（a u通信サービスに関する料金等）第1（基本使用料等）2（料金額）2-1-2（a uパケットに係るもの）（1）（一般a u契約に係るもの）の規定に代え、次表を適用するものとします。

1 電話番号ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額
第 3 種 a u パ ケ ッ ト	W I NシングルL L	7,800円
	W I NシングルL	5,600円
	W I NシングルM	3,900円
	W I NシングルS	2,250円
	W I NシングルS S	1,400円

（空き電話番号検索サービスに関する経過措置）

- 3 a u契約の申込み（他のa u契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記3（7）に規定する調査の請求を行った場合であって、平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記3（7）ウの規定にかかわらず、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年2月23日K D D I 移企第176号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改定前の規定に基づく回収代行の取扱いを利用して行われた有料サービスの利用又は商品の購入に関する料金の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年3月28日K D D I 移企第177号）
この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。

附則（平成17年3月25日KDDI移企第178号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年4月13日KDDI移企第179号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年4月18日から実施します。
（定期前払au契約に係る基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 複数回線の利用を条件とする定期前払auサービスに関する基本使用料の減額適用を受ける定期前払auサービスの契約者回線について、平成17年4月18日から平成18年3月31日までの間に、その定期前払auサービスの提供が開始されたときは、当社は、第78条及び第81条の規定にかかわらず、その定期前払au契約の基本使用料課金対象期間（更新後のものを除きます。）に限り、その基本使用料及び定期前払au契約手数料の支払いを要しない取扱いを行います。

附則（平成17年4月17日KDDI移企第180号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成17年4月20日から実施します。
（プリペイド電話契約者の取扱いに関する経過措置）
- 2 KDDI移企第173号（平成16年12月17日）の附則第2項中「当社が別に定める期日までに」を「平成17年12月31日までに」に改めます。
- 3 当社は、KDDI移企第173号（平成16年12月17日）附則第2項に規定する改正前契約者が、同項に定める期日までにプリペイド契約者としての届出を行わなかった場合には、そのプリペイド電話の利用を停止することがあります。

附則（平成17年4月25日KDDI移企第181号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年4月28日から実施します。
ただし、有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い、複数回線の利用を条件とする第3種auパケットに関する基本使用料の減額適用、定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する部分は、平成17年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の各号に規定する表の左欄の適用を受けているau契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄に定めるパケット通信料の取扱いを選択したものとみなします。

改正前の規定における パケット通信料の割引	この改正規定における パケット通信料の取扱い
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ	特定のパケット通信への2段階定額制（ダブル定額ライトに限ります。）

附則（平成17年5月27日KDDI移企第182号）

この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

附則（平成17年6月13日KDDI移企第183号）
この改正規定は、平成17年6月16日から実施します。

附則（平成17年6月24日KDDI移企第184号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年7月5日KDDI移企第185号）
この改正規定は、平成17年7月13日から実施します。

附則（平成17年8月5日KDDI移企第186号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年8月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が別に定める契約に基づき一定額到達案内サービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、料金安心サービス（通知コースであって、概算額の算定の対象となる通信の種類がタイプIのものに限ります。）の提供を受けているものとみなします。

附則（平成17年8月26日KDDI移企第187号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能（タイプIのものであって、パケット通信に係るものに限ります。）に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成17年9月2日から実施します。
（その他）
- 2 KDDI移企第107号（平成14年12月9日）の附則第2項及び第3項並びにKDDI移企第130号、第131号（平成15年8月8日）の附則第1項ただし書き、第3項及び第4項を削り、同附則第5項を2項繰り上げます。
- 3 削除
- 4 KDDI移企第61号、第62号（平成13年9月17日）の附則第5条第1項中「第13条又は第33条」を「第14条」に、同附則第15条第1項第1号中「第85条」を「第84条」に、KDDI移企第64号（平成13年11月1日）の附則第2項中「第85条」を「第84条」に、KDDI移企第65号（平成13年11月1日）の附則第2項中「第85条」を「第84条」に、KDDI移企第76号、第77号（平成14年2月28日）の附則第2項中「第76条」を「第75条」に、「第10条」を「第9条」に、KDDI移企第116号、第117号（平成15年3月24日）の附則第3項中「第99条」を「第96条」に、同附則第4項中「第13条」を「第14条」に、KDDI移企第126号（平成15年6月16日）の附則第2項中「第79条」を「第78条」に、KDDI移企第152号（平成16年4月1日）の附則第10項中「第13条」を「第14条」に、KDDI移企第173号（平成16年12月17日）の附則第3項中「改正後のau通信サービス契約約款第36条、第37条、第38条又は第69条の2の規定」を「この改正以後のau通信サービス契約約款第31条、第32条、第33条又は第69条の規定」に、KDDI移企第179号（平成17年4月13日）の附則第2項中「第79条及び第82条」を「第78条及び第81条」に改めます。

附則（平成17年9月30日KDDI移企第188号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年10月14日K D D I 移企第190号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年10月16日から実施します。
ただし、料金表第1表第2（通話料）1（適用）に規定する自宅加入電話への通話料の月極割引の適用に関する改正規定については、平成17年10月19日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年10月24日K D D I 移企第191号）

この改正規定は、平成17年10月28日から実施します。

附則（平成17年10月28日K D D I 移企第192号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（平成17年11月8日K D D I 移企第194号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年11月9日K D D I 移企第195号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月14日から実施します。
ただし、この改正規定中、別表2 海外ローミング機能（タイプIIに限ります。）の海外利用地域に関する部分については、平成17年11月16日から実施します。
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 削除
- 5 削除

附則（平成17年11月18日K D D I 移企第196号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月22日から実施します。
- 2 削除

附則（平成17年11月25日K D D I 移企第197号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
（E Z w e b機能の一部廃止及び同機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していたE Z w e b機能（タイプI又はタイプIIに係るものに限ります。）は、この改正規定の実施をもって廃止します。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

改正前の規定におけるオプション機能	この改正規定におけるオプション機能
E Z w e b 機能（タイプⅢに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅠに係るもの）
E Z w e b 機能（タイプⅣに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅡに係るもの）
E Z w e b 機能（タイプⅤに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅢに係るもの）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年12月13日K D D I 移企第198号）

この改正規定は、平成17年12月16日から実施します。

附則（平成18年1月18日K D D I 移企第199号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年1月19日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の a u 通信サービス契約約款第69条第2項又は第3項の規定により利用を停止されているプリペイド電話に係る契約の解除、利用停止及びプリペイド通話に係る前払い通話料の登録等の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 3 当社は、K D D I 移企第 173号（平成16年12月17日）附則第2項に規定する改正前契約者であって、平成17年12月31日までにプリペイド契約者としての届出を行わなかったものについて、そのプリペイド電話の利用を停止し、又は契約を解除する場合、同附則第3項の規定によらず、この約款に定めるプリペイド電話契約者とみなして、この約款の第33条、第69条及び第84条を適用します。

この場合においては、通知を省略します。

- 4 当社は、前項の規定によりその利用を停止したプリペイド電話に係るプリペイド電話契約者について、その利用を停止した日から 365日を経過してもなお、そのプリペイド電話契約者本人の確認ができない場合は、この約款の第33条第2項に規定する「その事実が解消しない場合」に該当するものとして取り扱います。

附則（平成18年1月25日K D D I 移企第200号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

- 2 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年2月13日K D D I 移企第202号）

この改正規定は、平成18年2月16日から実施します。

附則（平成18年2月16日K D D I 移企第203号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年2月20日から実施します。

- 2 削除

(オプション機能の提供に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、変更前のau通信サービス契約約款の別表1(オプション機能)に規定する留守番伝言機能、ボイスメール機能、Cメール機能又はezplus通信機能を提供されていない契約者回線(第8種コース以外のコース種別に係るものに限ります。)については、当社は、この約款の別記30の規定にかかわらず、海外ローミング機能、au.NET機能及びハローメッセージ機能の提供に限り請求があったものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成18年2月24日KDDI移企第204号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(サポートプランに関する基本使用料の減額適用に関する経過措置)

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成18年3月29日KDDI移企第207号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成18年4月6日KDDI移企第208号)

この改正規定は、平成18年4月10日から実施します。

附則(平成18年4月21日KDDI移企第209号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

(その他)

2 削除。

附則(平成18年4月24日KDDI移企第210号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、デイトムプランWINの取扱いに関する改正規定については、平成18年5月6日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI移企第195号(平成17年11月9日)の附則第2項(第3種auデュアル又はUIMサービスの契約者回線から行うデータ通信等に係る通話料に関する経過措置)については、「削除」に改めます。

附則(平成18年5月26日KDDI移企第211号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第1(基本使用料等)1(適用)(10)の5について、この改正規定実施の日から平成18年10月31日までの間、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 同欄のアの規定にかかわらず、適用条件Ⅱを満たす場合は、本減額適用を行います。
 - (2) 前号のほか、同欄のイの規定にかかわらず、適用条件を満たすいずれの契約者回線又は他網契約者回線についても、本減額適用を行うものとします。

附 則 (平成18年5月29日K D D I 移企第212号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 K D D I 移企第204号(平成18年2月28日)の附則第3項(プリペイド電話契約手数料に関する経過措置)については、「削除」に改めます。

附 則 (平成18年5月29日K D D I 移企第213号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年6月15日K D D I 移企第214号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年6月26日K D D I 移企第215号)

(実施時期)

この改正規定は、平成18年6月30日から実施します。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する海外ローミング機能(タイプⅡのものに限ります。)に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

附 則 (平成18年7月20日K D D I 移企第218号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日を含む料金月に係る前料金月からの繰越控除可能額(料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)の2に定めるものをいいます。)については、同規定によらず、0円とします。
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施の際現に料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第1(基本使

用料等) 1 (適用) (6)の適用を受けている契約者回線又はその適用の申出を平成18年 8 月 13日までに当社が承諾した契約者回線については、料金表第1表 (a u通信サービスに関する料金) 第2 (通話料) 1 (適用) (10)のイに規定する申出があったものとして取り扱います。この場合、平成18年 8 月13日を含む料金月以降の通話に関する料金について、料金表第1表 (a u通信サービスに関する料金) 第2 (通話料) 1 (適用) (10)のエの規定によらずその取扱いの適用の対象とします。

6 料金表第1表 (a u通信サービスに関する料金) 第2 (通話料) 1 (適用) (10)の適用を受けている契約者回線 (前項の規定により料金表第1表 (a u通信サービスに関する料金) 第2 (通話料) 1 (適用) (10)のイに規定する申出があったものとして取り扱われるものを含みます。)について、平成18年 8 月13日以前に、その契約者からその適用を廃止する申出があった場合、当社は、同規定中のオ又はカによらず、平成18年 8 月13日を含む料金月の初日に遡って同規定に定める取扱いの適用を廃止するものとし、その料金月に係る通話料については、その取扱いの適用の対象としないものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (平成18年 7 月27日K D D I 移企第219号、第220号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年 8 月 1 日から実施します。

ただし、料金表第1表第1 (基本使用料)に規定する海外ローミング機能 (タイプIのものに限ります。)に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成18年 8 月 3 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

附則 (平成18年 8 月 7 日K D D I 移企第221号)

(実施時期)

この改正規定は、平成18年 8 月16日から実施します。

附則 (平成18年 8 月25日K D D I 移企第222号、第223号)

この改正規定は、平成18年 9 月 1 日から実施します。

附則 (平成18年 9 月 6 日K D D I 移企第224号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年 9 月15日から実施します。

(オプション機能の利用に係るパケット通信料に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間、マルチキャスト情報受信機能 (タイプIに限ります。)に係るパケット通信については、この改正規定にかかわらず、料金表第1表第3 (パケット通信料) 1 (適用) (1)に規定するパケット通信料の支払いを要しません。

附則 (平成18年9月22日K D D I 移企第226号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年10月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI 移企第 204号（平成18年2月24日）の附則第2項については、「削除」に改めます。

附則（平成18年10月13日KDDI 移企第227号）
この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

附則（平成18年10月27日KDDI 移企第228号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 KDDI 移企第 196号（平成17年11月18日）の附則第2項及び KDDI 移企第 209号（平成18年4月21日）の附則第2項については、「削除」に改めます。

附則（平成18年10月27日KDDI 移企第229号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（平成18年10月27日KDDI 移企第230号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年11月8日KDDI 移企第231号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年11月27日KDDI 移企第232号）
（実施時期）

この改正規定は、平成18年11月28日から実施します。ただし、料金安心サービスに関する改正規定については、平成18年12月1日から実施します。

附則（平成18年12月22日KDDI 移企第234号、第235号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
（マルチキャスト情報受信機能に係るパケット通信料に関する経過措置）
- 2 平成18年12月1日から平成19年9月30日までの間に、マルチキャスト情報受信機能（タイプIに限ります。）の利用に係る請求を行ったau契約者は、その請求がこの機能を廃止した後に再び利用するためのものでない限り、料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）（1）の規定によるほか、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月についても、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。

附則（平成19年1月25日KDDI移企第237号、第238号、第239号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（包括回線グループに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に定める包括回線グループに所属していた契約者回線は、改正後の別記36に定める包括的管理の取扱いの適用を受けるものとします。

附則（平成19年2月6日KDDI移企第240号）

この改正規定は、平成19年2月13日から実施します。

附則（平成19年2月22日KDDI移企第241号、第242号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 平成19年3月1日から平成19年4月30日までの間にa u契約（契約変更により締結されるものを除きます。）を締結し当社がa uサービスの提供を開始した場合であって、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の末日までに、当社が別表1（オプション機能）に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第78条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年3月14日KDDI移企第244号）

この改正規定は、平成19年3月19日から実施します。

附則（平成19年3月20日KDDI移企第245号）

この改正規定は、平成19年3月26日から実施します。

附則（平成19年3月26日KDDI移企第246号、第247号、第248号、第249号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
ただし、位置情報検索サービス及び端末設備ロックサービスに関する改正規定は、平成19年4月5日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（位置情報検索機能手数料の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の日から平成19年7月31日までに、a u契約者は、別記3（14）に定める位置情報検索サービスにより、移動無線装置の位置情報を検索し、その結果の通知を受け取った場合であって、その料金月における結果の通知の回数が10回目までのときは、別記3（14）の規定にかかわらず、位置情報検索手数料の支払いを要しません。

附則（KDDIC事企第2号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年5月14日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第7号）

この改正規定は、平成19年5月22日から実施します。

附則（KDDIC事企第9号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年6月8日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

- 2 平成19年6月8日から平成19年8月31日までの間に、当社がauサービス（第3種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合、そのau契約の締結時に選択されたauサービスの種類が第3種auデュアル、第3種auポケット又はUIMサービス以外の場合及びそのauサービスの提供の開始のあった日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、そのauサービス開始日を含む料金月の末日までに、特定ポケット通信2段階定額制の適用の申込みがあったとき（auサービス開始日を含む料金月において、特定ポケット通信2段階定額制の適用が廃止されることとなる申出があったときを除きます。）は、当社は、そのauサービス開始日を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の6の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。）のうち、税抜額4,200円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。
- 3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月においてau契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

附則（KDDIC事企第11号、第13号）

この改正規定は、平成19年6月21日から実施します。

ただし、ビジネスメッセージ機能に関する改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附則（KDDIC事企第16号）

この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附則（KDDIC事企第17号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年7月11日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第20号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年7月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第21号）

この改正規定は、平成19年7月20日から実施します。

附則（KDDIC事企第22号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年7月20日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 平成19年7月20日から平成19年8月31日までの間に、当社がauサービスの提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供の開始のあった日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、そのauサービス開始日を含む料金月の翌料金月の初日において、第4種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けているとき（そのauサービス開始日を含む料金月の翌料金月の初日において、第4種定期au契約への契約変更を行いたい旨の申出があったときを除きます。）は、当社は、そのauサービス開始日を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額のうち、税抜額4,200円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。

ただし、KDDIC事企第9号の附則第2項の適用を受けている契約者回線についてはこの限りではありません。

3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月において、au契約の解除、au契約の種別の変更又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

（その他）

4 KDDIC事企第9号の附則第2項中「当社がauサービスの提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供の開始のあった日）」を「当社がauサービス（第3種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合、そのau契約の締結時に選択されたauサービスの種類が第3種auデュアル、第3種auパッケージ又はUIMサービス以外の場合及びそのauサービスの提供の開始のあった日）」に改めます。

附則（KDDIC事企第23号）

この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。

附則（KDDIC事企第25号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第31号、第32号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。

（コミコミOneファーストの取扱いに関する経過措置）

2 KDDI移企第203号（平成18年2月16日）の附則第2項を削除します。

3 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第38号）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則（KDDIC事企第40号）

この改正規定は、平成19年10月9日から実施します。

附則（KDDIC事企第39号）

この改正規定は、平成19年10月16日から実施します。

附則（KDDIC事企第45号、第46号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第47号、第48号、第49号、第50号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年11月12日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 平成19年11月12日から平成20年1月31日までの間に、当社がauサービスを開始した場合（そのau契約の申込みにあたって、別記3（11）に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合に限ります。）は、当社は、そのauサービスの提供の開始のあった日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の6の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。）のうち、税抜額2,000円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。

ただし、auサービス開始日を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合は、この限りではありません。

3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月においてau契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

コミコミデイトムWIN	デイトムL
デイトムプランWIN	デイトムS

5 KDDI移企第152号（平成16年4月1日）の附則第4項、KDDI移企第200号（平成18年1月25日）の附則第2項、KDDI移企第218号（平成18年7月20日）の附則第3項及びKDDIC事企第31号、第32号の附則第3項については、「削除」に改めます。

6 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	標準プラン、ちょっとコール、コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS、デイトムプランKO、コミコミOneファースト、コミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイ
------------	--

(シンプルプランに関する経過措置)

7 料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第1(基本使用料等)1(適用)(3)の
エに規定する特定端末設備の購入は、平成19年11月12日以降に当社が別に定めるサービス取
扱所において行われたものに限り、

(契約解除料に関する経過措置)

8 料金表第1表第4(契約解除料)1(適用)(2)の規定によるほか、当社が別に定めるサ
ービス取扱所において特定端末設備を購入するに際し、購入サポートの適用を受けない契約
者回線についても、この改正規定実施の日から平成20年11月30日までの間、契約解除料の支
払いを要しません。

9 削除

(a uサービスの継続的利用に対する補助金の支給に関する取扱いに関する経過措置)

10 別記37(4)の規定によるほか、この改正規定実施の際現にa uサービスを利用している
a u契約者は、その契約者回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備
を購入した日を含む料金月から起算し、6料金月(一時休止日を含む料金月の翌料金月から
再利用開始日を含む料金月までの月数を除いた月数とします。)を経過していない場合、その
契約者回線について購入サポートの適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC事企第56号、第57号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年11月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC事企第58号)

この改正規定は、平成19年12月3日から実施します。

附則(KDDIC事企第60号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年12月22日から実施します。

(WINシングル定額に関する経過措置)

2 料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第1(基本使用料等)1(適用)(3)の
キに規定する特定端末設備の購入は、平成19年11月12日以降に当社が別に定めるサービス取
扱所において行われたものに限り、

3 この改正規定実施の日から平成21年1月末日までの間に、料金表第1表第1(基本使用料
等)1(適用)(3)の規定に基づき、WINシングル定額フルサポートを選択することとなる
契約者回線に係る基本使用料の料金種別については、その規定によらず、次のとおり取り
扱います。

(1) その契約者回線が、購入サポートの適用を受けたものである場合、その購入サポ
ートに係るフルサポート最小期間内であっても、WINシングル定額シンプルを適用するも
のとし、

(2) (1)以外の場合は、この改正規定実施の日から平成21年1月末日までの間、WINシ
ングル定額シンプルを適用するものとし、

附則(KDDIC事企第65号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

ただし、プリペイド電話に関するユニバーサルサービス料に関する改正規定は、平成20年1月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第73号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第74号、第75号、第76号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

- 2 平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に、当社がauサービスの提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供を開始した日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、auサービス開始日を含む料金月の末日までに料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引の適用の申出があったときは、当社は、auサービス開始日を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の6の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。）のうち、税抜額3,000円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) auサービス開始日を含む料金月の末日において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（6）の規定によりその契約者回線が属する割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2未満であるとき。

(2) 削除

- 3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月においてau契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

- 4 平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に、当社がauサービス（第3種auパケットであって、その基本使用料の料金種別がWINシングル定額のものに限ります。）の提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供を開始した日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、auサービス開始日を含む料金月の末日までに、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の3に規定する取扱いの申込みがあったときは、当社は、auサービス開始日を含む料金月の翌料金月から起算し、3料金月の間（以下、この附則において「控除対象期間」といいます。）そのauサービスの契約者回線（料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の6の適用を受けているものを除きます。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、1の料金月ごとに税抜額1,800円を控除する取扱いを行います。

- 5 前項の規定にかかわらず、控除対象期間内に、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又は料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の3に規定する取扱いを廃

止することとなる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。

附則（KDDIC事企第82号）

この改正規定は、平成20年2月19日から実施します。

附則（KDDIC事企第83号、第84号、第85号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成20年3月1日から実施します。
（海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成20年3月14日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能（タイプIに限ります。）に係るオプション機能使用料（パケット通信に係るものに限ります。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）2（料金額）の規定に代え、1課金対象パケットごとに0.35円を適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第92号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年3月3日から実施します。
（その他）
- 2 KDDIC事企第75号の附則第2項第2号については、「削除」に改めます。

附則（KDDIC事企第98号）

この改正規定は、平成20年3月6日から実施します。

附則（KDDIC事企第103号、第104号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成20年3月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第109号）

この改正規定は、平成20年3月20日から実施します。

附則（KDDIC事企第110号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年3月24日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第111号）

この改正規定は、平成20年3月25日の午前10時から実施します。

附則（KDDIC事企第113号、第114号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成20年4月1日から実施します。
（ツーカー通信サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、auサービスの提供を受けている契約者回線（そのau契約

が、平成20年3月31日をもって廃止した当社のツーカー通信サービス契約約款（以下、この附則において「廃止約款」といいます。）に基づき締結されたツーカー契約又はツーカープリペイド電話契約を解除すると同時に当社が別に定める態様により締結されたものであるものに限り、)に係るauサービスの利用月数の計算においては、廃止約款に基づき提供していたツーカー通信サービス（緊急通報用電話を除きます。以下、この附則において「廃止サービス」といいます。）の利用月数（廃止サービスに係る利用開始月からその契約の解除日を含む料金月の前料金月までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。）をいいます。）を、auサービスの利用月数とみなして取り扱います。

- 3 廃止約款の廃止の際現に、廃止約款に基づき廃止サービスの提供を受けていた者（以下、この附則において「廃止サービス契約者」といいます。）が、この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間に、当社が別に定める態様によりau契約を締結した場合、そのauサービスの利用月数の計算において、廃止サービスの利用月数（廃止サービスに係る利用開始月から平成20年3月までの間の月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。）をいいます。）を、auサービスの利用月数とみなして取扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間、廃止サービス契約者が、当社が別に定める態様によりau契約を締結した場合、料金表第1表第6（手続きに関する料金）に定める契約事務手数料の支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間、廃止サービス契約者が、当社が別に定める態様によりプリペイド電話契約を締結した場合であって、その締結と同時にそのプリペイド電話の契約者回線に移動無線装置を接続する請求を行うときは、料金表第1表第6（手続きに関する料金）に定めるプリペイド電話設定手数料の支払いを要しません。
(基本使用料等の支払いに関する経過措置)
- 6 平成20年4月1日から平成20年5月11日までの間に、当社がauサービスの提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供を開始した日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、auサービス開始日を含む料金月の末日までに料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引の適用の申出があったときは、当社は、auサービス開始日を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（10）の6の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。）のうち、税抜額3,000円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。
ただし、auサービス開始日を含む料金月の末日において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（6）の規定によりその契約者回線が属する割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2未満である場合は、この限りではありません。
- 7 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月においてau契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

附則（KDDIC事企第117号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。
ただし、契約解除料の支払義務の免除に関する改正規定は、平成20年5月12日から実施します。
(繰越控除可能額に係る通話料の減額適用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日を含む料金月においては、その料金月の前料金月の末日において障害者用の基本使用料の適用を受ける契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額を0円とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第118号）

この改正規定は、平成20年5月15日から実施します。

附則（KDDIC事企第127号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。
(EZweb機能の一部廃止及び同機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していたEZweb機能（タイプⅠに係るものに限ります。）は、この改正規定の実施をもって廃止します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

改正前の規定におけるオプション機能	この改正規定におけるオプション機能
EZweb機能（タイプⅡに係るもの）	EZweb機能（タイプⅠに係るもの）
EZweb機能（タイプⅢに係るもの）	EZweb機能（タイプⅡに係るもの）

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第128号、第129号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年6月10日から実施します。
(基本使用料等、通話料又はパケット通信料の適用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の規定の適用を受けている契約者回線（この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同規定の適用を受けている契約者回線が属する割引選択回線群を指定して同規定の適用を受けようとする契約者回線を含みます。）については、それぞれ改正後の同規定のA中同表の中央欄の語句を同表の右欄の語句のとおり読み替えるものとします。
ただし、その契約者回線について読み替え前の同規定を適用することを当社が承諾した場合は、この限りではありません。

規定	読み替え前	読み替え後
料金表第1表第1（基本料使用料等）1（適用）（7）	シンプルプランL若しくはシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの
料金表第1表第1（基本料使用料等）1（適用）（10）の6	シンプルプランL、シンプルプランS又はWINシングル定額のもの	シンプルプラン又はWINシングル定額のもの
料金表第1表第2（通話料）1（適用）（16）に規定する割引	シンプルプランL若しくはシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの

料金表第1表第2（通話料）1（適用）(25)	シンプルプランL又はシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの
料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）(10)	シンプルプランL、シンプルプランS又はWINシングル定額のもの	シンプルプラン又はWINシングル定額のもの

（契約解除料に関する経過措置）

3 料金表第1表第4（契約解除料）1（適用）(2)の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備を購入するに際し、購入サポートの適用を受けた契約者回線であって、その基本使用料の料金種別がシンプルプラン（プランLLシンプル、プランLシンプル、プランMシンプル、プランSシンプル、プランSSシンプル、デイトタイムLシンプル又はデイトタイムSシンプルに限ります。）のものについては、この改正規定実施の日から平成20年11月30日までの間、契約解除料の支払いを要しません。

（料金その他の債務の書面による請求に関する取扱いに関する経過措置）

4 KDDIC事企第47号、第48号、第49号、第50号の附則第9項については、「削除」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第131号）

この改正規定は、平成20年6月25日から実施します。

附則（KDDIC事企第132号）

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則（KDDIC事企第142号）

この改正規定は、平成20年7月4日から実施します。

附則（KDDIC事企第143号）

この改正規定は、平成20年7月8日から実施します。

附則（KDDIC事企第144号）

この改正規定は、平成20年7月16日から実施します。

附則（KDDIC事企第145号）

この改正規定は、平成20年7月23日から実施します。

附則（KDDIC事企第146号、第147号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

附則（KDDIC事企第154号、第154号、第159号、第160号）

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則（KDDIC事企第165号、第166号）

(実施時期)

1 この改正規定は平成20年9月16日から実施します。

ただし、別表1(オプション機能)12欄に関する改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC事企第167号)

この改正規定は平成20年10月1日から実施します。

附則(KDDIC事企第176号)

この改正規定は平成20年10月10日から実施します。

附則(KDDIC事企第185号、第186号、第187号、第188号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

(附則別紙に関する経過措置)

2 KDDI移企第152号(平成16年4月1日)の附則第5項(2)欄中、KDDI移企第47号、第48号、第49号、第50号(平成19年11月12日)の附則第6項中、KDDIC事企第83号、第84号、第85号の附則第1項中、KDDIC事企第103号、第104号の附則第1項中、KDDIC事企第113号、第114号の附則第1項中及びKDDIC事企第146号、第147号の附則第4項中「附則別紙」とあるのをそれぞれ「附則別紙1」に改めます。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際限に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙2のとおりとします。

基本使用料の料金種別	シンプルプランL、シンプルプランS
------------	-------------------

(満18歳に満たない契約者のEZweb機能の利用に係る経過措置)

4 auサービスの契約者回線(平成20年1月31日終了時において、別表1(オプション機能)5欄(EZweb機能)に定めるEZweb機能の提供を受けているものであって、同欄の備考(11)に定める取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)の適用を受けていないもの)に限ります。)について、その契約者(平成21年2月28日において満18歳に満たないもの)に限ります。)は、平成21年1月31日までに、当社に対し、本取扱いの適用の要否についての意思表示を行っていただきます。

ただし、平成20年2月1日以降、その契約者が親権者又は後見人の同意を得て本取扱いを適用しない旨の意思表示を行った場合は、この限りではありません。

5 契約者が、前項に定める本取扱いの適用の要否についての意思表示を行うにあたり、本取扱いを適用しない旨の意思表示を行う場合は、その親権者又は後見人の同意を得ていただきます。

6 契約者が第4項に定める本取扱いの適用の要否についての意思表示を行わない場合、当社は、その契約者が、本取扱い(その契約者の年齢に応じ、当社が別に定める種類のものとします。)を適用する旨の請求があったものとみなして取り扱うこととし、平成21年2月1日から平成21年2月28日までの間で当社が別に定める日から、その適用を開始します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC事企第189号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第197号、第198号、第199号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙を含みます。）は、平成21年2月1日から実施します。
ただし、番号変換機能に関する改正規定は、平成21年4月15日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（KDDIC事企第212号、第213号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年2月9日から実施します。
ただし、別記3(6)に関する改正規定は、平成21年2月17日から実施します。
(ワイドサポートの対象者に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)の5に規定する対象者である者は、この改正規定実施の日以降、登録利用者として取り扱います。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第215号、第216号、第217号、第218号、第219号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。
(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 平成21年3月1日から平成21年9月30日までの間に、当社が別表1（オプション機能）に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第78条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。
ただし、その契約者回線について呼出音設定機能の提供を受けたことがある場合は、この限りではありません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC事企第223号、第224号）

この改正規定は、平成21年3月15日から実施します。

附則（KDDIC事企第225号）

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則（KDDIC営企第1号、第2号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC営企第8号、第9号、第10号）

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1を含みます。)は、平成21年5月11日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC営企第11号、第12号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC営企第19号)

この改正規定は、平成21年6月10日から実施します。

附則(KDDIC営企第21号、第22号、第23号、第24号、第25号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙2を含みます。)は、平成21年6月16日から実施します。
(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年6月30日までの間、第78条第1項の規定にかかわらず、別表1(オプション機能)に規定するWi-Fi W i N機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間、料金表第1(基本使用料等)2(料金額)の規定にかかわらず、webフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額の支払いを要しません。

附則(KDDIC営企第27号、第28号、第29号、第30号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。
ただし、第3(パケット通信料)1(適用)(8)に規定する特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する改正規定に関する改正規定は、平成21年8月1日から、第2(通話料)1(適用)(27)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引IIの適用に関する改正規定(附則別紙1、附則別紙2を含みます。)は、平成21年8月10日から実施します
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 4 削除

附則(KDDIC営企第31号)

この改正規定は、平成21年7月15日から実施します。

附則(KDDIC営企第32号)

この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

附則(KDDIC営企第34号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営第39号、第40号、第41号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、附則別紙2を含みます。）は、平成21年8月10日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際限に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	サポートプラン
------------	---------

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 削除

5 削除

附則（KDDIC 営第42号、第43号、第44号、第45号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、附則別紙2を含みます。）は、平成21年9月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営第47号）

この改正規定は、平成21年9月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、保留転送機能に関する改正規定については、平成21年10月1日から実施します。

附則（KDDIC 営第48号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第52号、第53号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に、当社が別表1（オプション機能）に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第78条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について呼出音設定機能の提供を受けたことがある場合は、この限りではありません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営第66号）

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1、附則別紙2に係るものを含みます。)は、平成21年10月31日から実施します。

(ビジネスメッセージ機能に関する経過措置)

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC 営第67号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC 営第71号、第72号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC 営企第75号、第76号、第77号、第78号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成21年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDIC 営企第88号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

2 平成22年1月1日から平成22年5月9日までの間に、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約(タイプI(カテゴリーIIIのものに限ります。)のものを除きます。)又は特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約の申込み(下表に定めるものを除きます。)があり、当社又は特定事業者が承諾した場合、当社の「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約により、その料金その他債務がそのF T T H接続回線に係るF T T Hサービスの料金その他債務と合わせてKDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるa uサービス(第4種a uパケットを除きます。)の契約者回線(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であるものに限ります。)について、下表に定める料金月において、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。)のうち、税抜額 372円(控除対象額が税抜額 372円に満たない場合は控除対象額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、KDDIC 営企第 109号の附則第2項又はKDDIC 営企第245号、第246号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

申込み	<p>ア その申込みにより新たにF T T H接続回線を設置することとならないもの。</p> <p>イ 当社のF T T Hサービス契約約款料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）の1)欄のウ又は4)欄のイの適用を受けることとなる申込み。</p> <p>ウ 当社のF T T Hサービス契約約款の附則（平成21年12月9日）第2項又は第3項の適用を受けることとなる申込み。</p>
料金月	<p>そのF T T H接続回線に係るF T T Hサービスの提供が開始された日を含む料金月の翌料金月（その月が平成22年6月以前の場合は、平成22年7月とします。）から平成23年6月までの各料金月であって、そのa uサービスの契約者回線及びそのF T T H接続回線について、K D D Iまとめて請求の取扱いによる請求が行われることとなる料金その他債務が生じた月。</p>

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C 営企第91号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年1月16日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 K D D I C 営企第88号の附則第2項中「当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約又はインターネット契約（タイプI（カテゴリーIIIのものに限ります。）のものを除きます。）の申込み（下表に定めるものを除きます。）があり、当社が承諾した場合」を「当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約（タイプI（カテゴリーIIIのものに限ります。）のものを除きます。）又は特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約の申込み（下表に定めるものを除きます。）があり、当社又は特定事業者が承諾した場合」に改めます。

附則（K D D I C 営企第94号、第96号、第97号）

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附則（K D D I C 営企第109号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年2月9日から実施します。

（基本使用料等の支払に関する経過措置）

- 2 当社は、a u契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<p>(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用I」といいます。）とは、平成22年2月9日から平成22年5月9日までの間（以下この附則において「申出対象期間」といいます。）に、a u契約者からの申出があり、当社が承諾した場合、そのa uサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合</p>
------------------------------------	--

は、控除対象額とします。)を控除する取扱いを行うことをいいます。

料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月(以下この欄において「適用承諾月」といいます。)の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。	
適用条件	(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)に規定する障害者用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF(1S)、プランEシンプル、プランF(1S)シンプル又はプランZシンプルを選択していること。	
控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF(1S)又はプランF(1S)シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

イ 本減額適用Ⅰは、auサービス(第3種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者となります。)が学生であるもの限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があった契約者回線に係る対象名義(契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。))とします。以下この附則において同じとします。)が、当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約(その契約者回線について、本減額適用Ⅰの申出又は(2)に定める本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾したものに限り、)の対象名義又は特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約(その他網契約者回線について、特定事業者のWIN約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出を特定事業者が承諾したものに限り、)の対象名義と同一であるときは、その申出を承諾しません。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) au契約の解除があったとき。

(オ) 削除

(カ) そのa u契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期a u契約の更新日を含む料金月にa u契約の解除(L T E契約(当社のL T E約款に定める定期L T E契約に限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又はa uサービスの利用の一時休止があったとき。	a u契約の解除があった日又はa uサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者へ通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたa u契約の解除(L T E契約(当社のL T E約款に定めるL T Eデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのL T E契約に係るa u(L T E)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</div>
適用条件	(ア) そのL T E契約が、当社のL T E約款に定める定期L T E契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のL T E約款に定めるL T Eプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

	<p>ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。</p> <p>コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。</p>		
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、(1)欄のアの表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、(1)欄のアの表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。</p> <p>イ 本減額適用Ⅱは、auサービス（第3種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込と同時に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、(1)に定める本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した契約者回線又は特定事業者のWIN約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。</p> <p>ウ 当社は、イに規定する申出があった契約者回線に係る対象名義が、当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約（その契約者回線について、本減額適用Ⅰの申出又は(2)に定める本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾したものに限り、）の対象名義又は特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約（その他網契約者回線について、特定事業者のWIN約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出を特定事業者が承諾したものに限り、）の対象名義と同一であるときは、その申出を承諾しません。</p> <p>エ 当社は、次に該当する場合には、(1)のアの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p> <p>（ア） auサービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>（イ） 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>（ウ） auサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>（エ） au契約の解除があったとき。</p> <p>（オ） 削除</p> <p>（カ） そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。</p> <p>オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 2047 1362 2098"> <tr> <td data-bbox="491 2047 928 2098">区分</td> <td data-bbox="928 2047 1362 2098">本減額適用Ⅰの適用</td> </tr> </table>	区分	本減額適用Ⅰの適用
区分	本減額適用Ⅰの適用		

1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期 a u 契約の更新日を含む料金月に a u 契約の解除 (L T E 契約 (当社 L T E 約款に定める定期 L T E 契約に限ります。) への契約移行に係るものを除きます。) 又は a u サービスの利用の一時休止があったとき。	a u 契約の解除があった日又は a u サービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において(1) 欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅱの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報 (本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。) を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除 (L T E 契約 (当社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。) への契約移行に係るものに限ります。) があった場合、次表に定める料金月において、その L T E 契約に係る a u (L T E) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。) から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。) を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月 ((1) 欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。) の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた期間
適用条件	(ア) その L T E 契約が、当社の L T E 約款に定める定期 L T E 契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社の L T E 約款に定める L T E プランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について、L T E 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について a u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその a u 契約について、適用承諾月から

	継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。
--	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 KDDIC 営企第88号の附則第2項の後に次のように加えます。

ただし、KDDIC 営企第号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

附則（KDDIC 営企第110号）

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

附則（KDDIC 営企第111号）

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附則（KDDIC 営企第113号）

この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。

附則（KDDIC 営企第119号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年3月26日から実施します。

(その他)

2 KDDIC 営企第66号の附則第2項から第5項については、「削除」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第120号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第135号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第140号）

この改正規定は、平成22年4月22日から実施します。

附則（KDDIC 営企第141号、第146号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙2を含みます。）は、平成22年4月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第149号、第150号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第154号、第155号）

この改正規定は、平成22年5月10日から実施します。

附則（KDDIC 営企第157号）

この改正規定は、平成22年5月25日から実施します。

附則（KDDIC 営企第159号、第160号、第161号、第162号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成22年6月1日から実施します。
（ISNET機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、EZweb機能（タイプIIに限ります。）の提供を受けている契約者回線について、この改正規定の実施の日において、ISNET機能の請求があったものとみなして取り扱います。
（パケット通信料に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間、料金表第3（パケット通信料）1（適用）（3）の7、（3）の12、（8）又は（8）の2の適用を受けている契約者回線から行ったパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。）であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに係る料金について、同（3）の7、（3）の12、（8）又は（8）の2の規定にかかわらず、同欄のEZweb機能に係るパケット通信に係る料金と同様に取り扱います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企174号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙2を含みます。）は、平成22年6月24日から実施します。
（パケット通信料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間、第4種auパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限ります。）の契約者は、第79条第2項の規定にかかわらず、その契約者回線からのパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 KDDIC 営企第88号の附則第2項中「KDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるauサービスの契約者回線」を「KDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるauサービス（第4種auパケットを除きます。）の契約者回線」に改めます。

附則（KDDIC 営企第175号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第178号、第179号、第180号、第181号、第182号）

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

附則（KDDIC 営企第183号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第184号）

この改正規定は、平成22年7月13日から実施します。

附則（KDDIC 営企第194号、第195号）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則（KDDIC 営企第203号）

この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附則（KDDIC 営企第205号、第209号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第211号）

この改正規定は、平成22年9月30日から実施します。

附則（KDDIC 営企第212号、第213号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(支払証明書等の発行手数料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書等の発行の請求をしその承諾を受けたときは、au 契約者（タイプIIに係るものを除きます。）は、別記3(1)のイの規定にかかわらず、その請求に係る料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第230号、第232号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年11月2日から実施します。

(au サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の適用を受けているものとみなします。

U I Mサービス	U I Mサービス（タイプ I）
-----------	------------------

（契約に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款（株式会社インフォニックスのセレクトモバイル通信サービス契約約款をいいます。以下この附則において同じとします。）の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

MVNO廃止約款における契約	この約款における契約
一般セレクトモバイル契約	一般 a u 契約 （U I Mサービス（タイプ II）に係るもの）
第 1 種定期セレクトモバイル契約	第 4 種定期 a u 契約 （U I Mサービス（タイプ II）に係るもの）
第 2 種定期セレクトモバイル契約	第 1 種定期 a u 契約 （U I Mサービス（タイプ II）に係るもの）

（契約月数等に関する経過措置）

- 4 この約款における契約月数及び利用月数は、MVNO廃止約款における契約月数及び利用月数をそれぞれ通算して取り扱います。

（利用の一時中断に関する経過措置）

- 5 この約款実施の際現に、MVNO廃止約款の規定によりセレクトモバイル通信サービスの利用の一時中断を行っている契約については、この改正規定実施の日において、この約款第 13 条の規定により、a u サービスの利用の一時中断を行っているものとみなします。

（利用停止に関する経過措置）

- 6 この約款実施の際現に、MVNO廃止約款の規定によりセレクトモバイル通信サービスの利用を停止されている契約については、この改正規定実施の日において、この約款第 68 条の規定により、a u 通信サービスの利用を停止されているものとみなします。

（カテゴリ種別に関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のカテゴリ種別を適用します。

MVNO廃止約款における料金種別	この約款におけるカテゴリ種別
<ECN>プラン LL、<ECN>プラン L、<ECN>プラン M、<ECN>プラン S、<ECN>プラン SS、<ECN>プラン E、<ECN>プラン LL シンプル、<ECN>プラン L シンプル、<ECN>プラン M シンプル、<ECN>プラン S シンプル、<ECN>プラン SS シンプル、<ECN>プラン E シンプル	カテゴリ I
<TK>プラン LL、<TK>プラン L、<TK>プラン M、<TK>プラン S、<TK>プラン SS、<TK>プラン E、<TK>プラン LL シンプル、<TK>プラン L シンプル、<TK>プラン M シンプル、<TK>プラン S シンプル、<TK>プラン SS シン	カテゴリ II

プル、<TK>プランEシンプル	
<JMP>プランLL、<JMP>プランL、<JMP>プランM、<JMP>プランS、<JMP>プランSS、<JMP>プランE、<JMP>プランLLシンプル、<JMP>プランLシンプル、<JMP>プランMシンプル、<JMP>プランSシンプル、<JMP>プランSSシンプル、<JMP>プランEシンプル	カテゴリーⅢ
<GK>プランLL、<GK>プランL、<GK>プランM、<GK>プランS、<GK>プランSS、<GK>プランE、<GK>プランLLシンプル、<GK>プランLシンプル、<GK>プランMシンプル、<GK>プランSシンプル、<GK>プランSSシンプル、<GK>プランEシンプル	カテゴリーⅣ

(auサービスのコース種別に関する経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定によりセレクトモバイル契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この約款におけるauサービスの第8種コースを選択したものとみなします。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

9 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の料金種別を選択したものとみなします。

MVNO廃止約款における料金種別	この約款における料金種別
<ECN>プランLL <TK>プランLL <JMP>プランLL <GK>プランLL	プランLL
<ECN>プランL <TK>プランL <JMP>プランL <GK>プランL	プランL
<ECN>プランM <TK>プランM <JMP>プランM <GK>プランM	プランM
<ECN>プランS <TK>プランS <JMP>プランS <GK>プランS	プランS
<ECN>プランSS <TK>プランSS	プランSS

< J M P > プラン S S < G K > プラン S S	
< E C N > プラン E < T K > プラン E < J M P > プラン E < G K > プラン E	プラン E
< E C N > プラン L L シンプル < T K > プラン L L シンプル < J M P > プラン L L シンプル < G K > プラン L L シンプル	プラン L L シンプル
< E C N > プラン L シンプル < T K > プラン L シンプル < J M P > プラン L シンプル < G K > プラン L シンプル	プラン L シンプル
< E C N > プラン M シンプル < T K > プラン M シンプル < J M P > プラン M シンプル < G K > プラン M シンプル	プラン M シンプル
< E C N > プラン S シンプル < T K > プラン S シンプル < J M P > プラン S シンプル < G K > プラン S シンプル	プラン S シンプル
< E C N > プラン S S シンプル < T K > プラン S S シンプル < J M P > プラン S S シンプル < G K > プラン S S シンプル	プラン S S シンプル
< E C N > プラン E シンプル < T K > プラン E シンプル < J M P > プラン E シンプル < G K > プラン E シンプル	プラン E シンプル

(基本使用料の割引等の適用に関する経過措置)

10 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

MVNO廃止約款における 基本使用料の取扱い又は割引	この約款における 基本使用料の取扱い又は割引
第1種定期セレクトモバイル契約に係る 基本使用料の取扱い	第4種定期セレクトモバイル契約に係る 基本使用料の取扱い
第2種定期セレクトモバイル契約に係る 基本使用料の取扱い	第1種定期セレクトモバイル契約に係る 基本使用料の取扱い(障害者用)

複数回線複合割引

複数回線複合割引

(カテゴリーⅠに係る基本使用料の減額適用に関する経過措置)

11 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定によりプラン選択割引の適用を受けている契約者回線について、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

カテゴリーⅠに係る基本使用料の減額適用(購入サポート割)	ア カテゴリーⅠに係る基本使用料の減額適用(以下この表において「本減額適用」といいます。)とは、UIMサービスの契約者回線(タイプⅡ(カテゴリーⅠに限ります。)に限ります。)に係る基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料等)2(料金額)2-1-1の(1)、(2)又は(5)に規定する料金額から、次表に規定する割引額を割引いた額を適用することをいいます。													
	1 電話番号ごとに月額													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランLL</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>プランL</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>プランM</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>プランS</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>プランSS</td> <td>867円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	税抜額	プランLL	800円	プランL	800円	プランM	800円	プランS	800円	プランSS	867円
	区 分		割 引 額											
		税抜額												
	プランLL	800円												
	プランL	800円												
プランM	800円													
プランS	800円													
プランSS	867円													
イ アに定める基本使用料の料金種別は、この附則の第9項に定める基本使用料の料金種別に関する経過措置を適用した後のものとしします。														
ウ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。														
エ 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(3)の規定に基づき、アに定める基本使用料の料金種別の変更(アに定めるもの以外への料金種別の変更を含みます。)があった場合又はau契約の解除があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する割引額の日割りを行います。														
オ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その事由が生じた日をもって本減額適用を廃止します。 (ア) au契約の解除があったとき。 (イ) アに定めるもの以外への料金種別の変更があったとき。														

(通話料の割引等の適用に関する経過措置)

12 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄の通話料の取扱い又は割引を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の通話料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

MVNO廃止約款における	この約款における
--------------	----------

通話料の取扱い又は割引	通話料の取扱い又は割引
特定電話番号への通話料の月極割引の適用	特定電話番号への通話料の月極割引の適用
自宅加入電話への通話料の月極割引の適用	自宅加入電話への通話料の月極割引の適用
特定電話番号への通話料の月極割引IIの適用	特定電話番号への通話料の月極割引IIの適用

(パケット通信料の割引等の適用に関する経過措置)

- 13 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄のパケット通信料の取扱い又は割引を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のパケット通信料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

MVNO廃止約款における パケット通信料の取扱い又は割引	この約款における パケット通信料の取扱い又は割引
特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額スーパーライト)	特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額スーパーライト)
特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額ライト)	特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額ライト)
特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額)	特定のパケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額)

(オプション機能に関する経過措置)

- 14 この改正規定実施の際現に、MVNO廃止約款の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

MVNO廃止約款におけるオプション機能	この約款におけるオプション機能
留守番伝言機能	留守番伝言機能
ボイスメール機能	ボイスメール機能
Cメール機能	Cメール機能
E Z w e b機能	E Z w e b機能(タイプII)
三者通話機能	三者通話機能
割込通話伝言機能	割込通話伝言機能
迷惑電話拒否機能	迷惑電話拒否機能
海外ローミング機能	海外ローミング機能
a u . N E T機能	a u . N E T機能

呼出音設定機能	呼出音設定機能
マルチキャスト情報受信機能（タイプⅠ）	マルチキャスト情報受信機能（タイプⅠ）
マルチキャスト情報受信機能（タイプⅡ）	マルチキャスト情報受信機能（タイプⅡ）
テレビ電話機能	テレビ電話機能
ブロードキャスト文字メッセージ受信機能	ブロードキャスト文字メッセージ受信機能
I S N E T機能	I S N E T機能
W i - F i W I N機能	W i - F i W I N機能

（料金等の支払いに関する経過措置）

15 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

16 K D D I C 営企第212号、第213号の附則第2項中「a u契約者は、」を「a u契約者（タイプⅡに係るものを除きます。）は、」に改めます。

附則（K D D I C 営企第234号、第235号、第236号）

（実施期日）

1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成22年11月26日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成23年11月30日までの間、この約款の規定にかかわらず、S k y p e - G W機能に係るオプション機能使用料及びS k y p e通話に係る料金の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 K D D I C 営企第159号、第160号、第161号、第162号の附則第3項中「(3)の7又は(8)の適用を受けている」を「(3)の7、(3)の12、(8)又は(8)の2の適用を受けている」に、「同(3)の7又は(8)の規定にかかわらず」を「同(3)の7、(3)の12、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず」に改めます。

附則（K D D I C 営企第237号、第238号、第239号、第240号、第241号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

（パケット通信料に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間、料金表第3（パケット通信料）1（適用）(3)の7、(3)の13、(8)又は(8)の2の適用を受けている契約者回線から行ったパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。）であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに係る料金について、同(3)の7、(3)の13、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず、同欄のE Z w e b機能に係るパケット通信に係る料金と同様に取り扱います。

3 この改正規定実施の日から平成23年2月28日までの間に、マルチキャスト情報受信機能（タイプⅡに限ります。）の利用に係る請求を行ったa u契約者は、料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）(1)の規定によるほか、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月についても、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企242号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年12月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 KDDIC 営企第237号、第238号、第239号、第240号、第241号の附則第2項中「(3)の7、(3)の12、(8)又は(8)の2の適用を受けている」を「(3)の7、(3)の13、(8)又は(8)の2の適用を受けている」に「同(3)の7、(3)の12、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず」を「同(3)の7、(3)の13、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず」に改めます。

附則（KDDIC 営企第243号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年1月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第245号、第246号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年1月28日から実施します。

(基本使用料等の支払に関する経過措置)

- 2 当社は、au 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用I」といいます。）とは、平成23年1月28日から平成23年5月31日までの間（以下この附則において「申出対象期間」といいます。）に、au 契約者からの申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。			
	<table border="1"><tr><td>料金月</td><td>本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</td></tr><tr><td>適用条件</td><td>(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF（IS）、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルを選択し</td></tr></table>	料金月	本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。	適用条件
料金月	本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。			
適用条件	(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF（IS）、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルを選択し			

	ていること。	
控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF(1S)又はプランF(1S)シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

イ 本減額適用Ⅰは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）に限ります。）の契約者回線であって、その契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としします。）が学生であるものに限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義としします。以下この附則第2項において同じとしします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

区 分	申 出
1	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	特定事業者のWIN約款のOCT営発第110128号の附則第2項又はOCT営発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) a uサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのa u契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期a u契約の更新日を含む料金月にa u契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はa uサービスの利用の一時休止があったとき。	a u契約の解除があった日又はa uサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者へ通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたa u契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るa u（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約</p>

	款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。
 コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用

ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、(1)欄のアの表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、(1)欄のアの表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。

イ 本減額適用Ⅱは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）に限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込と同時に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(6)に規定する割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1に定める申出を当社が承諾した契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分2に定める申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。

区 分	申 出
1	本減額適用Ⅰの申出又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	特定事業者のWIN約款のOCT営発第110128号の附則第2項又はOCT営発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していた a u 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（1）欄のウの表の区分 2 に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

エ 当社は、次に該当する場合には、（1）欄のアの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) a u サービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) その a u 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期 a u 契約の更新日を含む料金月に a u 契約の解除（LTE 契約（当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は a u サービスの利用の一時休止があったとき。	a u 契約の解除があった日又は a u サービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において（1）欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅱの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除（LTE 契約（当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る a u（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
-----	---

	適用承諾月 ((1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。)の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

3 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間に、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約の申込み（次表に定めるものを除きます。）があり、当社又は特定事業者が承諾した場合、当社の「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約により、その料金その他債務がそのFTTH接続回線に係るFTTHサービスの料金その他債務と合わせてKDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるauサービス（第4種auパケットを除きます。）の契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限り。）について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、税抜額 372円（控除対象額が税抜額 372円に満たない場合は控除対象額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、KDDIC営企第109号の附則第2項、この附則第2項又はKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

申込み	ア その申込みにより新たにFTTH接続回線を設置することとならないもの。 イ 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約又はインターネット契約の申込みであって、次の該当するもの。 (ア) タイプI（カテゴリーIIIに限り。）に係る申込み。 (イ) タイプIV又はタイプVに係る申込みであって、この改正規定実施の日において、その利用契約に係る基本契約者が、当社のFTTHサービス契約約款に定めるKDDI合算請求の申込みを受け付けていないもの。
料金月	そのFTTH接続回線に係るFTTHサービスの提供が開始された日を含む料金月の翌料金月（その月が平成23年6月以前の場合は、平成23年7月とします。）から平成24年6月までの各料金月であって、そのauサービスの契約者回線及びそのFTTH接続回線について、KDDIまとめて請求の取扱い

による請求が行われることとなる料金その他債務が生じた月。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 K D D I C 営企第88号の附則第2項中「ただし、K D D I C 営企第109号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」を「ただし、K D D I C 営企第109号の附則第2項又はK D D I C 営企第245号、第246号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」に改めます。

附則（K D D I C 営企第247号、第248号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C 営企第257号、第258号、第259号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙1、2を含みます。）は、平成23年2月9日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

附則（K D D I C 営企第261号）

この改正規定は、平成23年2月22日から実施します。

附則（K D D I C 営企第262号、第263号、第264号、第265号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙1、2を含みます。）は、平成23年3月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 K D D I C 営企第109号の附則第2項(1)欄のアの表中、適用条件の欄の(イ)について、次のように改めます。

(イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF(IS)、プランEシンプル又はプランF(IS)シンプルを選択していること。

4 K D D I C 営企第109号の附則第2項(1)欄のアの表中及びK D D I C 営企第245号の附則第2項(1)欄のアの表中、控除額の欄について、それぞれ次のように改めます。

控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF(IS)又はプランF(IS)シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円

- 5 KDDIC 営企第 109号の附則第 2 項(1)欄中及びKDDIC 営企第 245号の附則第 2 項(1)欄中、それぞれ「カ」を「キ」とし、「オ」の次に次のように加えます。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

- 6 KDDIC 営企第 109号の附則第 2 項(2)欄中及びKDDIC 営企第 245号の附則第 2 項(2)欄中、それぞれ「カ」を「キ」とし、「オ」の次に次のように加えます。

カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において(1)欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

7 削除

附則（KDDIC 営企第270号）

この改正規定は、平成23年 3月31日から実施します。

附則（KDDIC 営企第275号、第284号、第289号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年 4月 1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第296号）

この改正規定は、平成23年 4月 4日から実施します。

附則（KDDI 次ビジ戦第 1号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年 4月 8日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビジ戦第 2号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 及び附則別紙 2 を含みます。）は、平成23年 4月15日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成23年 8月31日までの間、第 4 種 a u デュアルの契約者回線の契約者は、この約款の規定にかかわらず、WiMAX 利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

（パケット通信利用の制限に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の日から平成24年 9月30日までの間、料金表第 1 表第 3（パケット通信料）1（適用）(13)の規定にかかわらず、その制限を行いません。

（au サービスの種類に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の適用を受けているものとみなします。

第 3 種 a u パケット（WiMAX 通信対応端末設備を利用するものに限り。）	第 4 種 a u パケット
---	----------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 削除

7 KDDIC 営企第 245号、第 246号の附則第 2 項(1)欄のイ及び(2)欄のイ中「第 3 種 a u デュアル又は U I M サービス (タイプ I に限ります。)に限ります。)の契約者回線」をそれぞれ「第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル又は U I M サービス (タイプ I に限ります。)に限ります。)の契約者回線」に改めます。

8 KDDIC 営企第 245号、第 246号の附則第 2 項(1)欄のエ(オ)及び(2)欄のエ(オ)中「第 3 種 a u パケット (包括的管理の取扱いを受けるものを除きます。)又は U I M サービス (タイプ I に限ります。)」をそれぞれ「第 3 種 a u パケット (包括的管理の取扱いを受けるものを除きます。)、第 4 種 a u パケット又は U I M サービス (タイプ I に限ります。)」に改めます。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 6 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 20 日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 7 号)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 17 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 19 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 25 日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 23 年 8 月 31 日までの間、a u 契約者は、料金表第 1 表第 3 (パケット通信料) 1 (適用) (14) の規定にかかわらず、同欄に規定する定額料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 28 号、第 29 号、第 30 号)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 30 日から実施します。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 33 号、第 34 号、第 35 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第37号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年7月11日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第38号、第39号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第41号、第42号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、平成23年8月1日午後2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。
(パケット通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年11月30日までの間、a u契約者は、別表1（オプション機能）28欄に規定するアプリケーションを利用して行われた第2種BREW・NET機能に係るパケット通信（そのアプリケーションを端末設備に格納するために行われたものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、パケット通信料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第48号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年8月5日から実施します。
(契約事務手数料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間にa u契約（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限ります。）の申込みがあり、当社がこれを承諾した場合、その申込みを行ったa u契約者は、料金表第1表第6（手続きに関する料金の支払義務）に定める契約事務手数料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第49号）

この改正規定は、平成23年8月15日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第50号）

この改正規定は、平成23年8月22日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第52号、第53号、第54号、第55号、第56号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成23年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ペルー共和国における海外ローミング機能（タイプIに限ります）

す。)に関する改正規定については、平成23年9月1日午後2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（KDDI次ビジ戦第61号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年9月16日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 KDDI次ビジ戦第48号の附則第2項中「平成23年9月25日までの間に」を「平成23年9月30日までの間に」に改めます。

附則（KDDI次ビジ戦第62号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成23年9月28日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 KDDIC営企第109号の附則第2項(1)欄のアの表中及びKDDIC営企第245号、第246号の附則第2項(1)欄のアの表中、適用条件の欄の(イ)について、それぞれ次のように改めます。
（イ）基本使用料の料金種別としてプランE、プランF（IS）、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルを選択していること。
- 4 KDDIC営企第109号の附則第2項(1)欄のアの表中及びKDDIC営企第245号、第246号の附則第2項(1)欄のアの表中、控除額の欄について、それぞれ次のように改めます。

控除額	（ア）基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	（イ）基本使用料の料金種別としてプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	（ウ）基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

附則（KDDI次ビジ戦第70号、第71号、第72号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間、au契約者は、この約款の規定にかかわらず、WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第74号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年10月14日から実施します。

（オプション機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

Cメール機能（パケット送信機能があるもの）	Cメール機能（タイプⅠ）
Cメール機能（パケット送信機能がないもの）	Cメール機能（タイプⅢ）

（基本使用料又はパケット通信料の支払いに関する経過措置）

3 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>(1) 特定携帯情報端末の購入に伴うプランF（IS）シンプルの選択を条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、平成23年10月14日から平成24年1月31日までの間（以下この附則において「申出対象期間」といいます。）に、au契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し、24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間Ⅰ」といいます。）、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、税抜額 457円（控除対象額が税抜額 457円に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用Ⅰ」といいます。）を行います。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>適用条件</td> <td>申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF（IS）シンプルを選択していること。</td> </tr> <tr> <td>料金月</td> <td>本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月。</td> </tr> </table>	適用条件	申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF（IS）シンプルを選択していること。	料金月
適用条件	申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF（IS）シンプルを選択していること。			
料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月。			
	<p>イ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間Ⅰ内であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。</p> <p>(ア) プランF（IS）シンプル以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) au契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき。</p> <p>(オ) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(28)の適用を受けたとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>本減額適用Ⅰの適用</td> </tr> </table>	区 分	本減額適用Ⅰの適用	
区 分	本減額適用Ⅰの適用			

	<p>1 プランF (I S) シンプル以外への料金種別の変更があったとき (イの(エ)の請求又はイの(オ)に係る適用と同時に変更があったときを除きます。)</p>	<p>その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</p>				
	<p>2 a uサービスの一時休止、a u契約の解除若しくはその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき又は料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (28)の適用を受けたとき。</p>	<p>一時休止日、契約解除日若しくは新たな端末設備を接続する請求があった日又は料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</p>				
<p>(2) 特定携帯情報端末の購入に伴うI Sフラットの適用を条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、申出対象期間内に、a u契約者 (次表に定める適用条件のいずれかを満たす者に限ります。)からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し、24料金月の間 (以下この附則において「控除対象期間Ⅱ」といいます。)、そのa uサービスの契約者回線について、料金表第1表第3 (パケット通信料) 1 (適用) (8)の2のアをこの(2)欄のイに読み替え、その他については同(8)の2の規定のとおり適用する取扱い (以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。</p>					
	<p>適用条件</p>	<p>(ア) 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、特定パケット通信定額制の適用の申込みをすること。 (イ) この改正規定実施の際現に、特定パケット通信定額制の適用を受けていて、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すること。</p>				
	<p>料金月</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="670 1832 981 1975"> <p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p> </td> <td data-bbox="981 1832 1380 1975"> <p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="670 1975 981 2098"> <p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p> </td> <td data-bbox="981 1975 1380 2098"> <p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p> </td> </tr> </table>	<p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p>	<p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p>	<p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p>	<p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p>
<p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p>	<p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p>					
<p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p>	<p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p>					

イ 当社は、a u契約者からの申込みにより、次表に規定する定額料を支払った場合に、そのa uサービス（第3種a uデュアル、第4種a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。）の契約者回線からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、（ア）、（イ）及び（ウ）に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下「特定パケット通信定額制」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定額料	税抜額4,743円

（ア） P Cサイト閲覧機能に係るパケット通信並びに I S N E T機能に係るパケット通信及び特定携帯情報端末通信（当社が別に定める特定携帯情報端末を利用して行われたものを除きます。）について2（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額（②の表に規定するP Cサイト閲覧機能等上限額（ケの規定によりP Cサイト閲覧機能等上限額を日割りした場合はその額とします。）以上となる場合、P Cサイト閲覧機能等上限額をその額とします。）に、負荷制御通信について2（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額（②の表に規定するP C等接続通信上限額（ケの規定によりP C等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。）以上となる場合、P C等接続通信上限額をその額とします。）。

① 適用額

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
適用額	税抜額0.025円

② 上限額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額
P Cサイト閲覧機能等上限額	457円
P C等接続通信上限額	5,157円

（イ） E Z w e b機能、第2種B R E W . N E T機能、P Cサイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信又は負荷制御通信以外のパケット通信について、2（料金額）の規定に代えて、（ア）の②の表に規定する適用額により算定した額

（ウ） マルチキャスト情報受信機能に係るパケット通信について（

	<p>1) に規定する料金額</p> <p>ウ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p> <p>(ア) 特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。</p> <p>エ ウの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>本減額適用Ⅱの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)</td> <td>その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。</td> <td>料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本減額適用Ⅱの適用	1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)	その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。	2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
区 分	本減額適用Ⅱの適用						
1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)	その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。						
2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。						

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第75号)

この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。

附則(KDDI次ビジ戦第77号、第78号、第79号、第80号、第81号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
- (EZweb機能に係る取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の取扱いを受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の取扱いを受けているものとみなします。

EZweb利用制限	web利用制限
-----------	---------

(マルチキャスト情報受信機能に係るパケット通信料に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成23年12月31日までの間に、マルチキャスト情報受信機能(タイプⅡに限ります。)の利用に係る請求を行った場合、au契約者は、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月について、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。

ただし、その請求を行った日を含む料金月の前料金月から起算し、前3料金月の間において、マルチキャスト情報受信機能(タイプⅡに限ります。)又は当社のニュースEX利用規約に定めるEZニュースEX若しくはau one ニュースEXの提供を受けている場合は、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次biz戦第82号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成23年11月9日から実施します。

（auサービスの種類の取扱いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のauサービスの適用を受けている契約者回線又は同欄のauサービスに係るau契約の申込みについて当社から承諾を受けている契約者回線について、平成23年12月1日において、同表の右欄のauサービスへのauサービスの種類の変更があったものとみなして取り扱います。

第2種auデュアル（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）	第5種auデュアル
第3種auデュアル（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）	第5種auデュアル

（基本使用料の料金種別の取扱いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の基本使用料の料金種別を選択している第2種auデュアル（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）の契約者回線について、平成23年11月30日までの間に、その契約者から次表の料金種別以外への料金種別の変更の請求がないときは、平成23年12月1日において、プランSSシンプルへの料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。

標準プラン、ちょっとコール、コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS、デイトムプランKO、コミコミOneファースト、コミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイトムプランEN、コミコミデイトム、サポートプラン
--

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

6 削除

附則（KDDI次biz戦第83号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年11月16日から実施します。

（3LMセキュリティサービス利用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成24年2月29日までの間、au契約者は、別記3(16)の規定にかかわらず、料金表第4表に規定する3LMセキュリティサービス利用料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次biz戦第84号、第85号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年11月21日から実施します。

(パケット通信利用の制限に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成24年2月29日までの間、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(16)の規定にかかわらず、その制限を行いません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第86号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第88号、第89号、第90号、第91号、第92号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1及び附則別紙2を含みます。)は、平成23年12月1日から実施します。

(契約事務手数料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年12月31日までの間に、au契約(基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプラン又はbiblio Leafプランのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾したときは、au契約者は、料金表第1表第6(手続きに関する料金)に規定する契約事務手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 KDDI次ビジ戦第2号の附則第3項中「平成24年1月31日までの間に」を「平成24年9月30日までの間に」に改めます。

附則(KDDI次ビジ戦第93号、第94号、第95号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙2を含みます。)は、平成24年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年1月18日から実施します。

(webフィルタリングIIに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、webフィルタリングIの適用を受けている契約者回線について、この改正規定実施の日において、適用を受けているwebフィルタリングIの種類に応じたwebフィルタリングIIの適用に係る請求があったものとみなして取り扱います。

(基本使用料等の支払に関する経過措置)

- 3 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(以下この附則において「本減額適用I」といいます。)とは、平成24年1月18日から平成24年5月31日までの間(以下この附則において「申出対象期間」といいます。)に、au契約の申込み(他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。)と同時に申出があり、当社が
-----------------------------	--

承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。

料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
適用条件	(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅰは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）に限ります。）の契約者回線であって、その契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としてします。）が学生であるもの限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

区 分	申 出
1	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出、KDDIC営企第245号、第246号の附則又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
	特定事業者のWIN約款のOCT営発第120118号の

2	附則第2項、OCT管発第110128号の附則第2項又はOCT管発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
---	--

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) au契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はauサービスの利用の一時休止があったとき。	au契約の解除があった日又はauサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
-----	---

	適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用

ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。

料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算し、15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
適用条件	(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅱは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）に限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込と同時に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）

(6)に規定する割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1に定める申出を当社が承諾した契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分2に定める申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区 分	申 出
1	本減額適用Ⅰの申出、KDDIC営企第245号、第246号の附則又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	特定事業者のWIN約款のOCT営発第120118号の附則第2項、OCT営発第110128号の附則第2項又はOCT営発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める15料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) 削除

(カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

2 定期 a u 契約の更新日を含む料金月に a u 契約の解除 (L T E 契約 (当社の L T E 約款に定める定期 L T E 契約に限ります。) への契約移行に係るものを除きます。) 又は a u サービスの利用の一時休止があったとき。

a u 契約の解除があった日又は a u サービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用 II の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報 (本減額適用 II の適用に必要な範囲に限ります。) を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用 II に係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除 (L T E 契約 (当社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。) への契約移行に係るものに限ります。) があった場合、次表に定める料金月において、その L T E 契約に係る a u (L T E) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。) から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。) を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>適用承諾月 ((1) 欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。) の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、15 料金月 (アに定める a u 契約の申込みにあたって、別記 3 (11) に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は 36 料金月とします。) から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) その L T E 契約が、当社の L T E 約款に定める定期 L T E 契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社の L T E 約款に定める L T E プランを選択していること。</p>
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について、L T E 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について a u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその a u 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

- 4 この改正規定実施の日から平成24年2月29日までの間に、auサービス（基本使用料の料金種別がb i b l i o L e a fプランのものに限ります。）の提供を開始した場合（そのau契約の締結に際し、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴う場合に限ります。）、当社は、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この附則において「控除対象額」といいます。）のうち、1の料金月ごとに税抜額500円（控除対象額が税抜額500円に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行います。
- 5 前項の規定にかかわらず、控除対象期間内にau契約の解除があったときは、その解除の日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第104号）

この改正規定は、平成24年1月20日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第105号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年1月27日から実施します。
（その他）
- 2 KDDI C営企第245号、第246号の附則第2項中「ただし、KDDI C営企第109号の附則第2項又はこの附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」を「ただし、KDDI C営企第109号の附則第2項、この附則第2項又はKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」に改めます。
- 3 KDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項(2)欄のアの表の料金月の欄中「15料金月」を「15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）に、同(2)欄のエ中「15料金月」を「15料金月又は36料金月」に改めます。

附則（KDDI次ビジ戦第105号）

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第114号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年2月9日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第115号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。
ただし、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る契約事務手数料に関する改正規定については、平成24年3月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第118号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年2月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間にau契約の申込みがあり、そのauサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して36料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びパケット通信料に限り。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限り。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。）について、1の料金月ごとに税抜額743円（基本使用料等の額が税抜額743円に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止（タイプIIに限り。）を行っているときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。

（1）その申出が、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時にされたものであること。

（2）そのau契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。

（3）その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用を受けていること。

（4）基本使用料の料金種別として、プランEシンプルを選択していること。

（5）平成24年4月1日までに満13歳に満たない契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として。）からの申出であること。

（6）そのau契約の申込みと同時に、EZweb機能（タイプIIに限り。）の請求があること。

4 第2項の規定にかかわらず、控除対象期間内にau契約の解除、auサービスの利用の一時休止（タイプIに限り。）、プランEシンプル以外への料金種別の変更又は新たな端末設備の購入があったときは、それらのあった日を含む料金月以降、第2項に定める控除の取扱いを行いません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第119号、第120号、第121号、第122号、第123号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（28）の適用の申出が平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間にあり、当社がその承諾をした場合には、平成24年4月1日からその適用を開始します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 KDDI次ビジ戦第74号の附則第3項の表の（1）欄イの（エ）の次に、次のように加えます。

（オ）第1表第1（基本使用料等）1（適用）（28）の適用を受けたとき。

5 KDDI次ビジ戦第74号の附則第3項の表の（1）欄ウの表の区分1中「イの（エ）の請求と

同時に変更があったとき」を「イの(エ)の請求又はイの(オ)に係る適用と同時に変更があったとき」に改め、同表の区分2中「auサービスの一時休止、au契約の解除又はその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき。」を「auサービスの一時休止、au契約の解除若しくはその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。」に、「一時休止日、契約解除日又は新たな端末設備を接続する請求があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。」を「一時休止日、契約解除日若しくは新たな端末設備を接続する請求があった日又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。」にそれぞれ改めます。

6 KDDI次ビジ戦第74号の附則第3項の表の(2)欄ウ及びエを、それぞれ次のように改めます。

ウ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) 特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。

(イ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。

エ ウの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本減額適用Ⅱの適用
1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)	その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けたとき。	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

7 KDDI次ビジ戦第246号の附則第2項中「着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます」を「着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセージ受信機能及びauスマートパス接続機能に係るものを除きます」に改めます。

附則(KDDI次ビジ戦第125号)

この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。

附則(KDDI次ビジ戦第126号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月21日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第127号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I 次ビジ戦第128号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年3月24日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I 次ビジ戦第129号）

この改正規定は、平成24年3月30日の午前10時から実施します。

附則（K D D I 次ビジ戦第133号、第134号、第135号、第136号、第137号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 平成24年5月31日までの間に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(25)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合、この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、同(25)のアの表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760バイト（10メガバイト）以下の場合	0円
10,485,760バイト（10メガバイト）を超える場合	4,200円

- 3 前項に定める取扱いは、この改正規定実施前に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(25)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合についても、同様に適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I 次ビジ戦第146号、第147号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。
（留守番伝言機能に係るオプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間、a u 契約者は、この約款の規定にかかわらず、留守番伝言機能（追加機能に限ります。）に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

附則（K D D I 次ビジ戦第148号）

この改正規定は、平成24年4月10日から実施します。

附則（K D D I 次ビジ戦第150号）

この改正規定は、平成24年4月12日から実施します。

附則（K D D I 次ビジ戦第151号）

この改正規定は、平成24年4月16日から実施します。

附則（K D D I 次ビジ戦第152号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成24年4月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間、a u契約者は、この約款の規定にかかわらず、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外Cメール利用（国際Cメールに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）及び国際Cメール送信に係る通話料の支払いを要しません。

3 削除

附則（KDDI次ビジ戦第155号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年4月26日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第156号、第157号、第158号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第159号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年5月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第160号、第161号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年5月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、
第169号、第170号、第171号、第172号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(定期a u契約の満了に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、定期a u契約を締結している場合、その定期a u契約に係る満了日については、なお従前のとおりとします。

(オプション機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

マルチキャスト情報受信機能（タイプII）	マルチキャスト情報受信機能
----------------------	---------------

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(25)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合、この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、同(25)のアの表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760バイト(10メガバイト)以下の場合	0円
10,485,760バイト(10メガバイト)を超える場合	4,200円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日から平成24年7月31日までの間にa u契約の申込みがあり、そのa uサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して36料金月の間(以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるa u通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(a u国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びパケット通信料に限り。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びa uスマートサポート接続サービス利用料に限り。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。)について、1の料金月ごとに税抜額743円(基本使用料等の額が税抜額743円に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るa uサービスの利用の一時休止(タイプIIに限り。))を行っているときは、この限りではありません。

- 6 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
- (1) その申出が、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時にされたものであること。
 - (2) そのa u契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 - (3) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用を受けていること。
 - (4) 基本使用料の料金種別として、プランEシンプルを選択していること。
 - (5) 平成24年4月1日までに満13歳に満たない契約者(そのa u契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として。))からの申出であること。
 - (6) そのa u契約の申込みと同時に、EZweb機能(タイプIIに限り。))の請求があること。
- 7 第5項の規定にかかわらず、控除対象期間内にa u契約の解除、a uサービスの利用の一時休止(タイプIに限り。))、プランEシンプル以外への料金種別の変更又は新たな端末設備の購入があったときは、それらのあった日を含む料金月以降、第5項に定める控除の取扱いを行いません。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第173号)

この改正規定は、平成24年6月4日の午後2時から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第174号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年6月5日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第175号）

この改正規定は、平成24年6月14日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第176号、第177号、第178号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、タイ王国における海外ローミング機能に関する改正規定については、平成24年7月1日午前2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第182号）

この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第183号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月16日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第184号）

この改正規定は、平成24年7月17日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第185号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月19日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第186号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成24年7月23日から実施します。
（auサービスの種類の廃止等に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるauサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供するauサービスに係る契約に移行するものとします。

au電話、第1種auデュアル、第2種auデュアル、第3種auデュアル、第1種au ポケット、第3種auポケット（カテゴリー1であって、当社が別に定める移動無線装置 を利用しているものを除きます。）
--

- 3 この改正規定実施の際現に利用され、前項の規定により契約が移行した a u サービスは、この改正規定実施の日において、この約款第14条（a u サービスの利用の一時休止）に規定する一時休止があったものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定める a u サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

第2種 a u パケット（カテゴリーⅠに限ります。）、第3種 a u パケット（カテゴリーⅠであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)

- 5 第2項及び前項の表に定める a u サービスに係る契約者回線の契約者は、この約款の規定にかかわらず、この改正規定実施の日における、その a u サービスの利用の一時休止又はその契約の解除に係る契約解除料、フルサポート解除料並びに番号登録手数料について、その支払いを要しません。
- 6 この改正規定実施の際現に利用されていた第2項の表に定める a u サービスについては、この約款第24条（定期 a u 契約の更新）第2項に定める取扱いを適用しません。
- 7 第3項の場合において、当社は、平成24年10月20日までの間にその a u サービスの再利用の請求があったときは、一時休止前と同一の電話番号を付与するものとします。
（a u 通信サービスの種類に関する経過措置）
- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

第5種 a u デュアル	第1種 a u デュアル
第4種 a u デュアル	第2種 a u デュアル
第3種 a u パケット（カテゴリーⅡであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）	第1種 a u パケット
第4種 a u パケット	第2種 a u パケット
第2種 a u パケット（カテゴリーⅡに限ります。)	第1種 a u モジュール
第3種 a u パケット（カテゴリーⅡであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)	第2種 a u モジュール
第5種 a u パケット	第3種 a u モジュール

（a u 通信サービスに係る契約に関する経過措置）

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の契約を締結しているものとみなします。

第4種定期 a u 契約（第5種 a u パケットに係るものを除きます。)	第2種定期 a u 契約
第1種定期 a u 契約（第2種 a u パケット（カテゴリーⅡに限ります。)	第1種定期 a u モジュール契約
第4種定期 a u 契約（第5種 a u パケットに係る	第2種定期 a u モジュール契約

ものに限ります。)

(オプション機能に関する経過措置)

- 10 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

E Z w e b機能 (タイプIIに係るもの)	E Z w e b機能
--------------------------	-------------

(携帯電話番号ポータビリティに関する経過措置)

- 11 別記3(11)の規定により発行された携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号(a u電話又はa uデュアルに係るa u契約の解除に関して発行された番号であって同(11)のオの規定により無効となっていないものに限ります。)は、同(11)のオの規定にかかわらず、この改正規定実施の日において無効となります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 13 K D D I 移企第 152号の附則第5項について、「削除」に改めます。
14 K D D I C 営企第 109号の附則第2項(1)欄のアの表中、K D D I C 営企第 245号、第 246号の附則第2項(1)欄のアの表中及びK D D I 次ビジ戦第99号、第 100号、第 101号、第 102号、第 103号の附則第3項(1)欄のアの表中、適用条件の欄について、「(4)の4」をそれぞれ「(4)の2」に改めます。
15 K D D I C 営企第 109号の附則第2項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)、K D D I C 営企第 245号、第 246号の附則第2項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)並びにK D D I 次ビジ戦第99号、第 100号、第 101号、第 102号、第 103号の附則第3項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)のについて、それぞれ「削除」に改めます。

附則 (K D D I 次ビジ戦第192号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年7月27日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(1)の2に規定するa u契約者からの新たな請求に基づくU I Mサービス(タイプIIに限ります)の提供の終了に関する改正規定については、平成24年7月28日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (K D D I 次ビジ戦第193号、第194号、第195号、第196号、第197号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ニュージーランドにおける海外ローミング機能に関する改正規定については、平成24年8月1日午前0時00分00秒(現地の時刻とします。)から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間a u契約の申込みがあり、そのa uサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月の間(以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるa u通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(a u国際通話及び国際S M S送信に係るものを除きます。))及びパケット通信料に限ります。)、付随サービスに関する料

金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。）について、1の料金月ごとに税抜額743円（基本使用料等の額が税抜額743円に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
 - (1) その申出が、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時にされたものであること。
 - (2) そのau契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 - (3) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。
 - (4) 基本使用料の料金種別として、プランEシンプルを選択していること。
 - (5) 平成25年4月1日までに満13歳に満たない契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として）からの申出であること。
 - (6) そのau契約の申込みと同時に、EZweb機能の請求があること。
- 4 第2項の規定にかかわらず、控除対象期間内にau契約の解除、auサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）、プランEシンプル以外への料金種別の変更又は新たな端末設備の購入があったときは、それらのあった日を含む料金月以降、第2項に定める控除の取扱いを行いません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第198号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年8月7日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日から平成24年9月3日までの間に、料金表第1表（基本使用料等）1（適用）(24)に定める基本使用料等の割引の適用の申出（この改正規定に係るものに限ります。）があったときは、平成24年9月4日において、その申出があったものとみなして取り扱います。
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表（基本使用料等）1（適用）(25)に定める基本使用料の減額適用の申出（この改正規定に係るものに限ります。）については、平成24年9月4日から行うことができます。

（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附則（KDDI次ビジ戦第199号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年8月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間au契約の申込みがあり、そのauサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びパケット通信料に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマー

トサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。)について、1の料金月ごとに税抜額743円(基本使用料等の額が税抜額743円に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止(タイプIIに限ります。)を行っているときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
 - (1) その申出が、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時に行われたものであること。
 - (2) そのau契約の申込みに際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 - (3) 基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択していること。
 - (4) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。
 - (5) そのau契約の申込みと同時に、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(8)又は(8)の2の適用の申込みがあること。
 - (6) そのau契約の申込みと同時に、EZweb機能の請求があること。
 - (7) そのau契約の申込みと同時に、当社の「安心ケータイサポートプラス」規定に定める安心ケータイサポートプラスへの入会の申込があること。
- 4 当社は、第2項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。
 - (1) au契約の解除があったとき。
 - (2) auサービスの利用の一時休止(タイプIに限ります。)があったとき。
 - (3) 新たな端末設備の購入があったとき。
 - (4) プランZシンプル以外への料金種別の変更があったとき。
 - (5) 料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(8)又は(8)の2の適用の廃止があったとき。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第200号)

この改正規定は、平成24年8月14日から実施します。

附則(KDDI次ビジ戦第203号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第205号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第207号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月7日から実施します。
ただし、第2項に定める控除の取扱いについては、平成24年9月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間にa u契約の申込みがあり、そのa uサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間(以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるa u通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(a u国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びa uスマートサポート接続サービス利用料に限り。))及びパケット通信料に限り。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。))について、1の料金月ごとに税抜額934円(基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るa uサービスの利用の一時休止(タイプIIに限り。))を行っているときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。

(1) その申出が、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時に行われたものであること。

(2) そのa u契約の申込みの際し、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。

(3) そのa u契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める特定携帯情報端末の購入を伴うこと。

(4) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用又は(4)の2の適用を受けていること。

(5) そのa u契約の申込みと同時に、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(8)の2の適用の申込みがあること又は基本使用料の料金種別としてプランF(1S)シンプルを選択していること。

4 当社は、第2項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。

(1) a u契約の解除があったとき。

(2) a uサービスの利用の一時休止(タイプIに限り。))があったとき。

(3) 新たな端末設備の購入があったとき。

(4) 料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(8)の2の適用を受けていること又は料金種別がプランF(1S)シンプル若しくは電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)であることのいずれにも該当しなくなったとき。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第207号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年9月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第210号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能(追加機能に限

ります。以下この附則において同じとします。)の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用(留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間(以下この項から第6項において「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(30)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第6項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又は特定事業者のWLN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 3 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、留守番伝言機能の提供を受けている契約者回線について、この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間、特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間は、その料金月において、特定オプション機能の全ての提供を受けている場合に限り、前2項の取扱いを行います。
- 5 当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
 - (1) au契約の解除があったとき(LTE契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。)
 - (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。
- 6 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき(その事由が生じた日を含む料金月について、第4項に規定する条件を満たす場合に限ります。)	その事由が生じた日を含む料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
2 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき(その事由が生じた日を含む料金月について、第4項に規定する条件を満たす場合を除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
3 平成24年12月1日以降に前項の各号に該当することとなったとき。	その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 8 KDDIC営企第109号の附則第2項(1)欄のAの表中、KDDIC営企第245号、第246号の附則第2項(1)欄のAの表中及びKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項(1)欄のAの表中、料金月の欄について、それぞれ次のように改めます。

料金月	本減額適用1の申出を当社が承諾した日を含む料金月(以下この欄において「適用承諾月」といいます。)の翌料金月から起算し、36料金月
-----	--

が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。

- 9 KDDIC 営企第 109号の附則第 2 項中、KDDIC 営企第 245号、第 246号の附則第 2 項中及びKDDI 次ビジ戦第99号、第 100号、第 101号、第 102号、第 103号の附則第 3 項中、「au 通信サービス契約約款」をそれぞれ「WIN 約款」に改めます。
- 10 KDDIC 営企第 109号の附則第 2 項(1)欄のキ及びKDDIC 営企第 245号、第 246号の附則第 2 項(1)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用 I に係る申出の承諾を受けた au 契約の解除 (LTE 契約 (当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る au (LTE) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) その LTE 契約が、当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社の LTE 約款に定める LTE プランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について、LTE 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について au 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその au 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

- 11 KDDIC 営企第 109号の附則第 2 項(2)欄のキ及びKDDIC 営企第 245号、第 246号の附則第 2 項(2)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用 II に係る申出の承諾を受けた au 契約の解除 (LTE 契約 (当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る au (LTE) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月 ((1) 欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。)の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月
-----	---

	から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

12 KDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項(1)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用Iに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

13 KDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項(2)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用IIに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)か

ら次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>適用承諾月（（1）欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。）の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、15料金月（アに定めるa u 契約の申込みにあたって、別記3（11）に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>（ア） そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 （イ） 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。</p>
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてa u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのa u 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

附則（KDDI次ビジ戦第216号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年9月26日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第220号、第222号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第224号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第228号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月25日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第230号、第232号、第238号、第239号）
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第241号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月2日から実施します。
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間（以下この附則において「購入対象期間」といいます。）に、au契約者（au契約を締結しようとする者であって、そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望するものを除きます。）が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日を含む料金月（以下この附則において「購入月」といいます。）の翌料金月から起算し12料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。
ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。
(1) この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。
(2) その末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っている料金月。

控除額	税抜額 467円
-----	----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
(1) 契約の解除があったとき。
(2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
(3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
(4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
(5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
---	--

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるプランZシンプルな基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第244号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月13日から実施します。

（auサービスの利用の一時休止に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりauサービスの利用の一時休止を行っている契約者回線については、この改正規定実施の日において、auサービスの利用の一時休止（タイプI）を行っているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 KDDI次ビジ戦第118号の附則第2項、KDDI次ビジ戦第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号の附則第5項、KDDI次ビジ戦第193号、第194号、第195号、第196号、第197号の附則第2項、KDDI次ビジ戦第199号の附則第2項及びKDDI次ビジ戦第207号の附則第2項の後にそれぞれ次のように加えます。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 5 KDDI次ビジ戦第118号の附則第4項、KDDI次ビジ戦第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号の附則第7項、KDDI次ビジ戦第193号、第194号、第195号、第196号、第197号の附則第4項、KDDI次ビジ戦第199号の附則第4項、KDDI次ビジ戦第207号の附則第4項及びKDDI次ビジ戦第241号の附則第3項における「auサービスの利用の一時休止」を「auサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）」にそれぞれ改めます。

- 6 KDDI次ビジ戦第241号の附則第2項のただし書きを次のように改めます。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

- (1) KDDI C営企第109号の附則第2項、KDDI C営企第245号、第246号の附則第2項又はKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項の適用を受ける料金月。

- (2) その末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止（タイプ

IIに限ります。)を行っている料金月。

附則（KDDI次ビジ戦第246号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第248号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月22日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 平成24年11月15日から平成25年1月15日までの間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）に、auサービスの契約者回線（次の各号に該当しないものに限り。）から国際SMS送信（海外ローミング機能を利用して行われたもの及び特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この附則において同じとします。）が行われた場合、当社は、その国際SMS送信が行われた日を含む料金月以降において、その契約者回線についてこの約款の規定により支払いを要することとされるau（WIN）通信サービスの料金のうち、国際SMS送信に関する料金（国際SMS送信に係る通話料及び海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外SMS利用（国際SMSに係るものに限り。）に係るものに限り。）をいい、特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）に相当する額（控除対象期間に行われた国際SMS送信の回数が3回を超える場合は、300円を上限とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。
ただし、平成24年12月31日までに、その契約者回線に係るau契約の解除（LTE契約への契約移行を除きます。）があった場合は、この限りではありません。
（1） その契約者名義が法人であるもの。
（2） 平成24年6月1日から平成24年11月14日までの間に、その契約者回線から国際SMS送信が行われたもの。
- 3 控除対象期間内にLTE契約からの契約移行があった場合、契約移行前のLTE契約者回線から行われた国際SMS送信を契約者回線から行われたものとして取り扱います。
- 4 控除対象期間内にLTE契約への契約移行があった場合、契約移行前の契約者回線から行われた国際SMS送信に関する本取扱いについては、当社のLTE約款の規定（この附則に相当するものをいいます。）に定めるところによります。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第250号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月28日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第252号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月30日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 3 KDDI次ビジ戦第241号の附則第3項を、次のように改めます。
- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
- (1) 契約の解除があったとき。
 - (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
 - (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- 4 KDDI次ビジ戦第241号の附則第4項を第6項に改め、第3項の次に、次のように加えます。
- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるプランZシンプルの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

附則（KDDI次ビジ戦第256号、第258号、第260号、第266号、第267号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
- （基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改定規定実施の日から平成25年2月18日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の
------	-----------------------------------

	購入を伴うこと。 (2) 基本使用料の料金種別としてプランEシンプルを選択すること。 (3) 平成25年4月1日までに満13歳に満たない契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として）からの申出であること。
控除額	税抜額 743円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランEシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により本減額適用を廃止する場合、その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改定規定実施の日から平成24年12月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。 (2) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 (3) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。	
控除額	(1) (2)以外の場合	税抜額 934円
	(2) そのauサービスの提供を開	税抜額 1,868円

	始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	
--	--	--

8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき。
- (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
- (4) プラン Z シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

10 第 7 項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 7 項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第 8 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

11 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

13 K D D I 次ビジ戦第 193号、第 194号、第 195号、第 196号、第 197号の附則第 2 項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間に」に改めます。

附則（K D D I 次ビジ戦第268号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年12月6日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第270号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年12月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第273号、第280号、第282号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

（1）適用条件

- | | |
|---|---|
| ア | 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。 |
| イ | 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ | 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。 |

（2）控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934円
イ そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用

1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第289、291号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年1月22日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用1」といいます。）とは、平成25年1月22日から平成25年5月31日までの間（以下この附則第2項において「申出対象期間」といいます。）に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。	
	料金月	本減額適用1の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月1」といいます。）から起算して36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
	適用条件	(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(5)の2に規定する障がい者等に係る基本使

	<p>用料的割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)又は電話カケ放題プラン(ケータイ)であること。</p>
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅰは、auデュアル又はUIMサービス(タイプⅠに限ります。)の契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として)が学生(次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。)をいいます。以下同じとします。)であるものに限り、申し出ることができます。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの。

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校以外の国公立の学校又は学校教育法第124条若しくは第134条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線(その契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。))が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分3に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分4に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又は(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の

	家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者のW I N約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者のL T E約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ 当社は、本減額適用Ⅰの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) a uサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u契約の解除があったとき。
- (オ) そのa u契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のL T E約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたL T E契約者回線について、a u契約への契約移行があった場合、そのa uサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって
-----	--

、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。

当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅰ（アに定める適用開始月Ⅰに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数

- ク 本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
- ケ 契約者は、本減額適用Ⅰの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用

ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。

料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(5)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）であること。 。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅱは、auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込みと

同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限り、）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限り、）が含まれるものに限り、）があったものに限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限り、）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限り、）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限り、）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限り、）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

エ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の

変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12料金月（そのau契約の申込みにあたって、当社のLTE約款別記3(10)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）から除いた月数</p> </div>
-----	--

ク 本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

ケ 契約者は、本減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契

約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

- 3 この改定規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第7項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第6項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第7項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、前項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受ける料金月においては、この限りではありません。

(1) 適用条件

- ア 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
 イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 ウ 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934円
イ そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868円

- 4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
 (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
 (3) auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。
 (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

- 5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合又は第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第3項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 9 KDDIC営企第109号の附則第2項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中、KDDIC営企第245号、第246号の附則第2項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中及びKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中、区分2について、それぞれ「定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除（LTE契約（当社LTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はauサービスの利用の一時休止があったとき。」に改めます。
- 10 KDDI次ビジ戦第273号、第280号、第282号の附則第2項中「この改定規定実施の日から平成25年1月31日までの間に」を「この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に」に改めます。

附則（KDDI次ビジ戦第295号）

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第302号、第309号、第312号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 KDDI次ビジ戦第241号の附則第2項のただし書き(1)について、次のように改めます。
（1）この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

附則（KDDI次ビジ戦第314号、第316号、第318号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年2月13日から実施します。
（手続きに関する料金の経過措置）
- 2 この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了していない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（前項に定めるものを除きます。）については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第320号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年2月19日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改定規定実施から平成30年3月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 (2) 基本使用料の料金種別としてプランEシンプルを選択すること。 (3) そのau契約の申込みがあった日（以下この附則第6項までにおいて「申込日」といいます。）を含む年の翌年（申込日が1月1日から3月31日までの間である場合は、申込日を含む年とします。）の4月1日までに満13歳に満たない契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として）からの申出であること。
控除額	税抜額 743円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランEシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により本減額適用を廃止する場合、その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 KDDI次ビジ戦第256号、第258号、第260号、第266号、第267号の附則第2項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成25年2月18日までの間に」に改めます。

附則（KDDI次ビジ戦第323号、第325号、第327号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(auサービスのカテゴリー種別の廃止に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるauサービス（以下この附則において「対象サービス」といいます。）に係る契約は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

UIMサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠ、カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅣに限ります。）に限ります。）
--

(携帯電話番号ポータビリティに関する経過措置)

3 別記3(11)の規定により発行された携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要なとなる番号（対象サービスに係るau契約の解除に関して発行された番号であって、同(11)のオの規定により無効となっていないものに限ります。）は、同(11)のオの規定にかかわらず、この改正規定実施の日において無効となります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第329号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年3月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第331号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第333号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年3月18日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI次ビジ戦第230号、第232号、第238号、第239号の附則第2項及び第3項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（KDDI次ビジ戦第335号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年3月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第337号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年3月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）に、auサービスの契約者回線から国際SMS送信（海外ローミング機能を利用して行われたもの及び特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、フィリピン共和国又はブラジル連邦共和国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の国際SMS送信に限ります。以下この附則（次項第2号を除きます。）において同じとします。）が行われた場合、当社は、その国際SMS送信が行われた日を含む料金月の翌料金月において、その契約者回線についてこの約款の規定により支払いを要することとされるau（WIN）通信サービスの料金のうち、国際SMS送信に関する料金（国際SMS送信に係る通話料及び海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外SMS利用（国際SMSに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）をいい、特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）に相当する額（控除対象期間に行われた国際SMS送信の回数が5回を超える場合は、500円を上限とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

3 本取扱いは、auサービスの契約者回線であって、次に該当しないもの限り、適用します。

(1) その契約者名義が法人であるもの。

(2) 平成24年6月1日から平成25年3月21日までの間に、国際SMS送信（そのau契約がLTE契約からの契約移行により締結されたものであるときは、LTE契約者回線から行われたものを含みます。）が行われたもの。

4 控除対象期間内にLTE契約からの契約移行があった場合、契約移行前のLTE契約者回線から行われた国際SMS送信を契約者回線から行われたものとして取り扱います。

5 控除対象期間内にLTE契約への契約移行があった場合、契約移行前の契約者回線から行われた国際SMS送信に関する本取扱いについては、当社のLTE約款の規定（この附則に相当するものをいいます。）に定めるところによります。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第338号、第340号、第342号、第345号、第347号、第349号）
（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成25年4月1日から実施します。
（第3種定期a u契約及び第4種定期a u契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定（以下この附則において「旧規定」といいます。）に基づき締結されている次表左欄の契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）がある場合、この改正規定実施の日において、その旧契約を解除すると同時に新たに改正後の約款の規定（以下この附則において「新规定」といいます。）に基づき次表右欄の契約（以下この附則において「新契約」といいます。）を締結する契約変更があったものとして取り扱います。

第3種定期a u契約	第1種定期a u契約
第4種定期a u契約	第1種定期a u契約

3 新契約において適用される料金その他の提供条件は、この附則に定めるほか、新规定に相応の規定がある限りにおいて、旧契約のものと同等とします。

この場合において、旧契約において適用されている料金その他の取扱いは当該契約変更の日の前日末まで、新契約において適用される料金その他の取扱いは当該契約変更の日より、それぞれ適用されるものとします。

（契約解除料に関する経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、旧契約を締結している定期a u契約者は、第2項に定める契約変更に伴う旧契約の解除によっては、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要しません。

（繰越控除可能額に関する経過措置）

5 この改正規定実施の日を含む料金月の前料金月において、旧契約に係る翌料金への繰越控除可能額は、第2項に定める契約変更に伴う旧契約の解除によっては、無効とならないものとします。

（回線群に関する経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、旧回線等（契約者回線であって旧契約に係るもの又は他網契約者回線であって特定事業者のWIN約款の附則（この附則に相当するものに限り、以下この附則において「OCT附則」といいます。）第2項に定める旧契約に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が属する回線群に関して適用されている旧規定に定める料金その他の取扱いは、契約変更等（第2項に定める契約変更又はOCT附則第2項に定める契約変更をいいます。以下この附則において同じとします。）に伴う旧契約等（旧契約又はOCT附則第2項に定める旧契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の解除によっては、終了しないものとします。

この場合において、その回線群に属する旧回線等は、新规定に当該取扱いに係る相応の規定がある限りにおいて、契約変更等と同時に、相応の新回線等（契約者回線であって旧契約に係るもの又は他網契約者回線であってOCT附則第2項に定める新契約に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）へ変更されたものとみなします。

（指定等に関する経過措置）

7 この改正規定実施の際現に、旧回線等を指定等することにより適用されている料金その他の取扱いは、第2項に定める契約変更等に伴う旧契約等の解除によっては、終了しないものとします。

この場合において、その指定等に係る旧回線等は、新规定に当該取扱いに係る相応の規

定がある限りにおいて、契約変更等と同時に、相応の新回線等へ変更されたものとみなします。

(契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ等に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき旧契約に係る契約者回線（以下この附則において「旧回線」といいます。）に適用されている次表に掲げる取扱いは、この改正規定実施の日においてその適用を廃止する申出があったものとして取り扱います。

料金表第1表（au（WIN）通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）1（適用）(10)「契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ」
料金表第1表（au（WIN）通信サービスに関する料金）第2（通話料）1（適用）(24)「特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引」

(手続きに関する経過措置)

- 9 この改正規定実施の前に、旧規定により行った旧契約に係る手続きその他の行為は、新規定中にこれに相当する規定があるときは、新規定に基づいて行ったものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 11 次に掲げる規定は「削除」に改めます。

KDD I 移企第 97 号、第 98 号（平成 14 年 7 月 25 日）の附則第 3 項
KDD I 移企第 158 号（平成 16 年 5 月 26 日）の附則第 3 項
KDD I 移企第 187 号（平成 17 年 8 月 26 日）の附則第 3 項
KDD I 移企第 192 号（平成 17 年 10 月 28 日）の附則第 3 項
KDD I 移企第 195 号（平成 17 年 11 月 9 日）の附則第 4 項及び第 5 項
KDD I 移企第 218 号（平成 17 年 7 月 30 日）の附則第 4 項
KDD I 移企第 219 号、第 220 号（平成 18 年 7 月 27 日）の附則第 3 項及び第 4 項
KDD I 移企第 229 号（平成 18 年 10 月 27 日）の附則第 3 項
KDD I C 営企第 146 号、第 147 号の附則第 3 項及び第 4 項
KDD I C 事企第 197 号、第 198 号、第 199 号の附則第 3 項
KDD I C 営企第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 30 号の附則第 3 項及び第 4 項
KDD I C 営第 39 号、第 40 号、第 41 号の附則第 4 項及び第 5 項
KDD I C 営企第 257 号、第 258 号、第 259 号の附則第 3 項から第 6 項まで
KDD I C 営企第 262 号、第 263 号、第 264 号、第 265 号の附則第 7 項
KDD I 次ビジ戦第 2 号の附則第 6 項
KDD I 次ビジ戦第 52 号、第 53 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号の附則第 3 項
KDD I 次ビジ戦第 82 号の附則第 5 項及び第 6 項
KDD I 次ビジ戦第 152 号の附則第 3 項

- 12 KDD I 移企第 152 号（平成 16 年 4 月 1 日）の附則第 6 項の表を次のとおりに改めます。

1 契約ごとに

区分	料金額	
	税抜額	
第 1 種定期 a u 契約	更新回数が 0 回のもの	3,000 円
	更新回数が 1 回のもの	1,000 円
削除	削除	

備考 更新回数が2回以上の場合は、その契約解除料の支払いを要しません。

13 KDDI次ビジ戦第186号の附則第9項の表を次のとおりに改めます。

第4種定期au契約（第5種auパッケージに係るものを除きます。）	第2種定期au契約
第1種定期au契約（第2種auパッケージ（カテゴリーⅡに限ります。）又は第5種auパッケージに係るものに限ります。）	第1種定期auモジュール契約
第4種定期au契約（第5種auパッケージに係るものに限ります。）	第2種定期auモジュール契約

14 次の規定中「又は(4)の4」を削ります。

KDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の第3項(2)ア「適用条件」(ア)
KDDI次ビジ戦第118号の第3項(3)
KDDI次ビジ戦第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号)の第6項(3)

附則（KDDICマ第2号、第4号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月16日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第8号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月25日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第11号、第20号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

（払込取扱票の発行等に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記3(3)のAに定める請求があったものとみなして取り扱います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第23号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 26 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 27 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 29 号、第 31 号、第 33 号、第 34、第 36 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の LTE 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 別記 3 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（特定事業者又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ 基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択すること。

(2) 控除額

区分	1 契約ごとに月額	
	控除額	
ア イ 以外の場合	税抜額 934 円	
イ その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円	

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき。
 - (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
 - (4) プラン Z シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項規定する控除額の日割りをを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 6 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間（以下この項から第 9 項において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(30)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第 9 項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社の L T E 約款の附則又は特定事業者の W I N 約款若しくは L T E 約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 8 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき（L T E 契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
- (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

- 9 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

11 KDDI次ビジ戦第210号の附則第2項について、次のように改めます。

2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能(追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。)の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用(留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間(以下この項から第6項において「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(31)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第6項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

附則(KDDICマ第38号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年6月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第40号、第42号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年6月6日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 KDDI次ビジ戦第118号の附則第2項、KDDI次ビジ戦第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号の附則第5項、KDDI次ビジ戦第193号、第194号、第195号、第196号、第197号の附則第2項、KDDI次ビジ戦第199号の附則第2項及びKDDI次ビジ戦第207号の附則第2項における「及び当社が別に定める料金をいいます。」を「、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。」にそれぞれ改めます。

附則(KDDICマ第48号)

この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。

附則（KDDICマ第50号、第52号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年6月20日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第54号、第55号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

（auサービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のauサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のauサービスの提供を受けているものとみなします。

UIMサービス（タイプI）	UIMサービス
---------------	---------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるauサービス（以下この附則において「対象サービス」といいます。）に係る契約は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

UIMサービス（タイプIIに限ります。）

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

4 前項に定めるau契約の解除に係る契約解除料については、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（携帯電話番号ポータビリティに関する経過措置）

5 別記3(11)の規定により発行された携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号（対象サービスに係るau契約の解除に関して発行された番号であって、同(11)のオの規定により無効となっていないものに限ります。）は、同(11)のオの規定にかかわらず、この改正規定実施の日において無効となります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第61号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年7月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第63号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年7月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 23 年 1 月 28 日から実施の附則第 2 項(1)欄のアの表中、平成 24 年 1 月 18 日から実施の附則第 3 項(1)欄及び(2)欄中、平成 24 年 2 月 17 日から実施の附則第 3 項第 3 号中、平成 24 年 6 月 1 日から実施の附則第 3 項第 3 号中、平成 24 年 8 月 1 日から実施の附則第 3 項第 3 号中、平成 24 年 8 月 10 日から実施の附則第 3 項第 4 号中及び平成 24 年 9 月 8 日から実施の附則第 3 項第 4 号中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (4) に規定する障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」に、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)欄及び(2)欄中「障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」に、それぞれ改めます。

附則 (KDDICマ第 65 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 67 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定中この附則第 3 項に定める部分については、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 24 年 11 月 2 日から実施の附則第 2 項中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる額 (オプション機能使用料に係るものを除き、契約者を単位とする基本使用料割引 I 又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、適用する前の額とします。以下「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額 (基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額、その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であって、購入月の末日において、第 2 種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合は、控除対象額に 50% を乗じて得た額とします。)を控除する取扱い」とあるのは「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる額 (オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額 (基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。)を控除する取扱い」に改めます。

4 平成 24 年 12 月 1 日から実施の附則第 7 項、平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 6 月 1 日第 2 項中「、契約者を単

位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする金額指定割引の適用」を削ります。

附則（KDDICマ第71号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第72号、第73号、第75号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成25年8月21日から実施します。
（基本使用料及びパケット通信料の支払いに関する経過措置）
- 2 当社は、次表に定める基本使用料及びパケット通信料の減額適用を行います。

<p>（1）特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（以下この（1）欄において「本減額適用Ⅰ」といいます。）とは、平成25年8月21日から平成25年11月30日までの間（以下この附則第2項において「申込み対象期間」といいます。）に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この（1）欄において「控除対象期間Ⅰ」といいます。）、その契約者回線（以下この（1）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱いをいいます。</p>	
	<p>適用条件</p>	<p>（ア）控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が締結していた他のau契約（特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約（当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この（1）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱</p>

	<p>所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。</p>						
控除額	税抜額 934 円						
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間 I 内であっても、本減額適用 I を廃止します。</p> <p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p> <p>① au契約の解除（LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p> <p>② LTE契約への契約移行があったとき。</p> <p>③ auサービスの利用権の譲渡があったとき（auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）。</p> <p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>⑤ auサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>⑥ 新たな端末設備の購入があったとき（⑦を伴うものを除きます。）。</p> <p>⑦ プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p> <p>(イ) 判定対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p> <p>② LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>③ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>④ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用 I の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用 I を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用 I の適用	1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。	2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
区分	本減額適用 I の適用						
1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。						
2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。						
<p>エ アの規定により本減額適用 I を開始した場合又はイの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りを行います。</p>							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定に						

		より本減額適用 I を開始した場合は、開始日)		
	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、イの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、廃止日)		
	<p>オ エの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が特定事業者の他網契約者回線に係る者である場合又は特定事業者のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用 (本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この(1)欄において「特定減額適用 I」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報 (本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>			
<p>(2) 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用 (以下この(2)欄において「本減額適用 II」といいます。)とは、申込み対象期間に、au契約の申込み (契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合 (その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、そのauサービスの提供を開始した料金月から起算して 24 料金月の間 (以下この(2)欄において「控除対象期間 II」といいます。)、その契約者回線 (以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第 1 表第 3 (パケット通信料) に定める特定パケット通信 2 段階定額制 (ダブル定額スーパーライトに限ります。)に係る最小定額料のうち、次表に定める控除額 (エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱いをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="405 1317 1482 2018"> <tr> <td data-bbox="405 1317 660 2018">適用条件</td> <td data-bbox="660 1317 1482 2018"> <p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契約 (特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約 (当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るもの)に限ります。)への契約移行により解除されたものに限ります。)に係る契約者回線 (以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル</p> </td> </tr> </table>		適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契約 (特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約 (当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るもの)に限ります。)への契約移行により解除されたものに限ります。)に係る契約者回線 (以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル</p>
適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契約 (特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約 (当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るもの)に限ります。)への契約移行により解除されたものに限ります。)に係る契約者回線 (以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル</p>			

	を選択すること。 (エ) 特定パケット通信 2 段階定額制 (ダブル定額スーパーライトに限ります。) の適用を申し込むこと。
控除額	税抜額 372 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① a u 契約の解除 (L T E 契約への契約移行に係るものを除きません。) があつたとき。
- ② L T E 契約への契約移行があつたとき。
- ③ a u サービスの利用権の譲渡があつたとき (a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。) 。
- ④ 契約者の地位の承継があつたとき。
- ⑤ a u サービスの利用の一時休止があつたとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があつたとき (⑦ を伴うときを除きません。) 。
- ⑦ ダブル定額スーパーライトの適用の廃止があつたとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものを除きません。) があつたとき。
- ② L T E サービスの利用権の譲渡があつたとき。
- ③ 契約者の地位の承継があつたとき。
- ④ L T E サービスの利用の一時休止があつたとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2 以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 イの(ア)の②は⑦により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りをを行います。

適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合は、開始日)
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日)

オ エの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が特定事業者の他網契

	<p>約者回線に係る者である場合又は特定事業者のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この(2)欄において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>
--	--

(テレビ電話機能に関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附則（KDDICマ第77号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成25年8月26日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第2（通話料）1（適用）（8）の2に定める支払いを要しない通話先の電気通信回線に係る表中エの部分については、平成25年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第78号、第80号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙3に係るものを含みます。）は、平成25年9月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、次項及びこの約款の規定によるほか、附則別紙3のとおりとします。

基本使用料の料金種別	WNDプラン、リーダー3GプランⅠ、リーダー3GプランⅡ
------------	------------------------------

(定期auモジュール契約に関する経過措置)

- 3 当社は、第3種auモジュール（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。以下この第3項において同じとします。）に係る第1種定期auモジュール契約者について、特定協業事業者（第3種auモジュールの提供に係る当社が別に定める第三者をいいます。以下同じとします。）とその第1種定期auモジュール契約者との間で締結された当社が別に定める契約が終了したことを知ったときは、その第1種定期auモジュール契約を解除します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

4 この改定規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、a u 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 8 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 7 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 8 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社の LTE 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月又はプラン Z シンプルの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|---|
| <p>ア 別記 3 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（特定事業者又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択すること。</p> <p>エ 特定パケット通信定額制の適用の申込みがあること。</p> |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき。
- (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定パケット通信定額制の適用の廃止があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

7 第 4 項の規定により本減額適用を開始した場合、第 5 項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（プラン Z シンプルとそれ以外の料金種別のものに限り、）があった場合は、その料金月におけるプラン Z シンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第 4 項に規定する控除額の日割りを行います。

8 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ

ます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 9 この改正規定実施の日以降、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(30)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第11項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 10 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき（LTE契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

- 11 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 13 平成25年6月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第83号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第85号）

この改正規定は、平成25年9月9日から実施します。

附則（KDDICマ第92号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年9月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)のA中、「平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」を「平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附則 (KDDICマ第 95 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 97 号、第 98 号、第 100 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 107 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 112 号、第 115 号、第 117 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の(2)のA中、「契約者回線 (UIMサービスのものであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)」を「契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているUIMサービスの契約者回線であって、その電話番号が当社が別に定める電気通信番号であるものに限ります。)」に、「特定事業者の他網契約者回線 (特定事業者が提供するUIMサービスのものであって、特定事業者が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)」を「特定事業者の他網契約者回線 (特定事業者が別に定める移動無線装置を利用している同社が提供するUIMサービスの他網契約者回線であって、その電話番号が同社が別に定める電気通

信番号であるものに限ります。」に、それぞれ改めます。

- 4 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の備考(1)中「契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）」を「契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線であって、その電話番号が当社が別に定める電気通信番号であるものに限ります。）」に改めます。
- 5 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の備考中「(8)」を「(9)」とし、「(7)」の次に、次のように加えます。
(8) 提供条件欄及び備考(1)に定める当社が別に定める電気通信番号は、080 又は 090 から始まるものをいいます。

附則（KDDICマ第 119 号、第 120 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 12 日から実施します。
（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 5 平成 23 年 10 月 14 日から実施の附則第 3 項(1)のイの(オ)、ウ、(2)のウの(イ)及びエ中並びに平成 24 年 3 月 1 日から実施の附則第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項のウの(イ)及びエ中「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(27)」を「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(28)」に、それぞれ改めます。
- 6 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 2 項中、平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 7 項及び第 11 項中並びに平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 9 項中「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(30)」を「料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(31)」に、それぞれ改めます。

附則（KDDICマ第 122 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 124 号）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則（KDDICマ第 129 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 28 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第131号、133号、135号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社コミュニティテレビこもろ及び株式会社ケーブルネット鈴鹿に関する改正規定については、平成25年12月2日から実施します。

（基本使用料及びパケット通信料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、次表に定める基本使用料及びパケット通信料の減額適用を行います。

<p>（1） 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この（1）欄において「控除対象期間I」といいます。）、その契約者回線（以下この（1）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この（1）欄において「本減額適用I」といいます。）を行います。</p>
<p>適用条件</p>	<p>（ア） 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が締結していた他のau契約（特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約（当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この（1）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>（イ） （ア）に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p>

	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。
控除額	税抜額 934 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間 I 内であっても、本減額適用 I を廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① a u 契約の解除 (L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② L T E 契約への契約移行があったとき。
- ③ a u サービスの利用権の譲渡があったとき (a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき (⑦ を伴うときを除きます。)
- ⑦ プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② L T E サービスの利用権の譲渡があったとき。
- ③ 契約者の地位の承継があったとき。
- ④ L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

エ アの規定により本減額適用 I を開始した場合又はイの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りを行います。

適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用 I を開始した場合は、開始日)
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、イの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、廃止日)

オ エの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が特定事業者の他網契

	<p>約者回線に係る者である場合又は特定事業者のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この（１）欄において「特定減額適用Ⅰ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>
<p>（２） 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した料金月から起算して 24 料金月の間（以下この（２）欄において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、その契約者回線（以下この（２）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第 1 表第 3（パケット通信料）に定める特定パケット通信 2 段階定額制（ダブル定額スーパーライトに限ります。）に係る最小定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この（２）欄において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。</p>
<p>適用条件</p>	<p>（ア） 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契約（特定事業者のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約（当社又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この（２）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>（イ） （ア）に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>（ウ） 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。</p> <p>（エ） 特定パケット通信 2 段階定額制（ダブル定額スーパーライトに限ります。）の適用を申し込むこと。</p>
<p>控除額</p>	<p>税抜額 372 円</p>
	<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p>

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① a u 契約の解除 (L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② L T E 契約への契約移行があったとき。
- ③ a u サービスの利用権の譲渡があったとき (a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき (⑦ を伴うときを除きます。)
- ⑦ ダブル定額スーパーライトの適用の廃止があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② L T E サービスの利用権の譲渡があったとき。
- ③ 契約者の地位の承継があったとき。
- ④ L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2 以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 イの(ア)の②は⑦により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りをを行います。

適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合は、開始日)
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日)

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が特定事業者の他網契約者回線に係る者である場合又は特定事業者のW I N 約款附則に定める特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用 (本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この(2)欄において「特定減額適用Ⅱ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報 (本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ

	の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。
--	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成 24 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項及び平成 25 年 2 月 19 日から実施の附則第 2 項中「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」に、平成 24 年 12 月 1 日から実施の附則第 7 項、平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 3 項、平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)欄のア及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 4 項中「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」にそれぞれ改めます。

附則 (KDDICマ第 141 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 4 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 143 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 14 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、au モジュール契約 (基本使用料の料金種別があんしん GPS プラン又は PHOTO-U TV プランの契約者回線に係るものに限りま)の申込みがあり当社が承諾した場合、その au モジュールの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間 (以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 (第 4 項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い (以下この附則において「本減額適用」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

区分	控除額
	税抜額
あんしんGPSプラン	380 円
PHOTO-U TVプラン	850 円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、au モジュール契約の解除があった場合、控除対象期間であっても、その契約解除日の前日をもって本減額適用を廃止し

ます。

4 当社は、第2項に定める控除額について、その料金月においてあんしんGPSプラン又はPHOTO-TVプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第145号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉及び株式会社ジェイコムイーストに関する改正規定については、平成25年12月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第147号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第149号、第151号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月27日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成26年1月13日までの間に、auスマートサポート契約（当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、そのauスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限り、）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau(WIN)通信サービスの料金のうち、税抜額1,500円を控除する取扱いを行います。

ただし、そのauスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

(1) その契約者回線について、au契約の解除（LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

(2) その契約者回線について、auサービスの利用の一時休止があったとき（その一時

休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(3) auスマートサポート契約が終了したとき。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 153 号、第 156 号、第 158 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 6 日から、Korek Telecom Ltd. に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 8 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 161 号、第 163 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ZIP Telecom株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 17 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、au 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 1 日までの間 (以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。)に、au 契約の申込み (契約変更及びLTE 契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、そのau サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 (基本使用料の額が控除額に満たない場合は、基本使用料の額とします。)を控除する取扱い (以下この附則において「本減額適用 I」といいます。)を行います。	
	料金月	本減額適用 I の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月 (以下この附則第 2 項において「適用開始月 I」といいます。)から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
	適用条件	(ア) 料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (5)の 2 に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 au 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプラン Z シンプル、カケホ (3G ケータイ・データ付) 又はカケホ (3G ケータイ) であること。

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

イ 本減額適用 I は、a u デュアル又は U I M サービスの契約者回線であって、その契約者（その a u 契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生又は満 25 歳以下であるものに限りに、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他の a u 契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第 2 項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 1 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していた L T E 契約に係る L T E 契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していた a u 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 3 に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していた L T E 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 4 に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用 I の申出、(2) 欄に定める本減額適用 II の申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社の L T E 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者の W I N 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者の L T E 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定める a u 契約の申込みにあたって、別記 3 (11) のアに定める取扱いの申出（特定事業者からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又は特定事業者との間で締結していた a u 契約若しくは L T E 契約に係る契約者回線、L T E 契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用 I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める 36 料金月が経過する前であっても、本減額適用 I を廃止します。

(ア) a u 契約の解除があったとき。

(イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) その a u 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

カ オの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

キ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、当社の L T E 約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用 (本減額適用 I に相当するものをいいます。)に係る申出の承諾を受けた L T E 契約者回線について、a u 契約への契約移行があった場合、その a u サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用 I を適用します。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。
	当社の L T E 約款に定める適用開始月 I (アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。)から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数

コ 本減額適用 I に係る申出の承諾を受けた契約者回線について、L T E 契約への契約移行があった場合、その L T E 契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用 (本減額適用 I に相当するものをいいます。)については、当社の L T E 約款の規定 (ケに相

	<p>当するものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰ(特定事業者のW I N約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>										
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 申出対象期間に、a u契約の申込み(契約変更及びL T E契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、そのa uサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(基本使用料の額が控除額に満たない場合は、基本使用料の額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。</p> <table border="1" data-bbox="408 817 1474 1525"> <tr> <td data-bbox="408 817 662 1189">料金月</td> <td data-bbox="667 817 1474 1189">本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。)から起算して12料金月(そのa u契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(特定事業者からのものを除きます。)を希望した場合は36料金月とします。)が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1196 662 1480">適用条件</td> <td data-bbox="667 1196 1474 1480">(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ(3Gケータイ・データ付)又はカケホ(3Gケータイ)であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1487 662 1525">控除額</td> <td data-bbox="667 1487 1474 1525">税抜額 934円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用Ⅱは、a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線であって、アに定めるa u契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出(その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはL T E契約者回線(その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。)又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線(その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。)が含まれるものに限ります。)があったもの限り、申し出ることができます。</p> <table border="1" data-bbox="408 1899 1474 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1899 603 1937">区分</th> <th data-bbox="608 1899 1474 1937">申出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1944 603 2020">1</td> <td data-bbox="608 1944 1474 2020">本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td> </tr> </tbody> </table>	料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。)から起算して12料金月(そのa u契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(特定事業者からのものを除きます。)を希望した場合は36料金月とします。)が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。	適用条件	(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ(3Gケータイ・データ付)又はカケホ(3Gケータイ)であること。	控除額	税抜額 934円	区分	申出	1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。)から起算して12料金月(そのa u契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(特定事業者からのものを除きます。)を希望した場合は36料金月とします。)が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。										
適用条件	(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ(3Gケータイ・データ付)又はカケホ(3Gケータイ)であること。										
控除額	税抜額 934円										
区分	申出										
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出										

2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

エ アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)のAに定める取扱いの申出（特定事業者からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又は特定事業者との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) au契約の解除があったとき。

(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減	その事由が生じた日（auサービス利用権の

<p>額適用Ⅱを廃止したとき。</p>	<p>譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</p>
<p>2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</p>
<p>キ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、当社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。</p>	
<p>料金月</p>	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12料金月（そのau契約の申込みにあたって、当社のLTE約款別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（特定事業者からのものを除きます。）を希望した場合は36料金月とします。）から除いた月数</p>
<p>コ 本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（クに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（特定事業者のWIN約款の附則に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>	

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第165号、第167号、第168号、170号、第177号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含まず。）は、平成26年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第180号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月15日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 削除
- 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第182号、第184号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第190号、第192号、第194号、第197号、第199号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社 ケーブルワンに関する改正規定については、平成26年3月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)欄及び(2)欄中「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に、「ク」を「ケ」に、「ケ」を「コ」に、「コ」を「サ」にそれぞれ改め、「ウ」の次に、それぞれ次のように加えます。

エ アに定めるLTE契約の申込みにあたって、別記3(11)のアに定める取扱いの申出（特定事業者からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又は特定事業者

との間で締結していた a u 契約若しくは L T E 契約に係る契約者回線、L T E 契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとしてします。

附則（K D D I C マ第 201 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 5 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C マ第 203 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 15 日から実施します。
ただし、この改正規定中、C T B メディア株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C マ第 205 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 19 日から実施します。
（a u スマートパス接続機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u スマートパス接続機能の提供を受けている者は、当社の a u スマートパス利用規約（以下この附則において「利用規約」といいます。）に定めるところにより、利用規約に定める a u スマートパス接続サービスにおいて提供する各種サービス（以下この附則において「a u スマートパスサービス」といいます。）の提供を継続して受けるものとしてします。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の附則（平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項をいいます。）の規定により、a u スマートパス接続機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを受けている場合、それぞれ次に定める料金月において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。
 - (1) 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項に係るもの
平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）。

(2) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（次のいずれかに該当する料金月を除きます。）。

ア 判定日（その料金月の前料金月の末日をいいます。以下この附則において同じとします。）における最終購入端末（判定日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が当社が別に定める端末設備でない料金月。

イ この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(3) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

(4) 平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、利用規約に定める a u スマートパスサービスの利用に関する契約（以下この附則において「a u スマートパス利用契約」といいます。）の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（前項第 2 号のア又はイに該当する料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

6 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 1 月 31 日において、3 L Mセキュリティサービスの提供を受けていること。 (2) 平成 26 年 1 月 31 日において、a u スマートパスサービスの提供を受けていないこと。
------	--

7 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限りま

す。)、 a uスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 2 月 9 日において、当社の「安心ナビ利用規約」に定める有料サービスの提供を受けていること。 (2) 平成 26 年 2 月 9 日において、 a uスマートパスサービスの提供を受けていないこと。
------	--

(料金等の支払に関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 9 平成 24 年 2 月 17 日から実施の附則第 2 項、平成 24 年 6 月 1 日から実施の附則第 5 項、平成 24 年 8 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 24 年 8 月 10 日から実施の附則第 2 項及び平成 24 年 9 月 7 日から実施の附則第 2 項中「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセージ受信機能及び a uスマートパス接続機能に係るものを除きます。）」を「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）」にそれぞれ改めます。
- 10 平成 24 年 9 月 21 日の附則第 2 項、平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 7 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 9 項中「料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）(31)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱い」を「料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）(30)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱い」にそれぞれ改めます。
- 11 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第 207 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 209 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社及び皇徳寺ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 31 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第 211 号、第 220 号、第 222 号、第 224 号、第 226 号、第 228 号、第 231 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
（その他）
- 3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第 233 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第 239 号、第 241 号、第 243 号、第 245 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルネットテレビ富山に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 12 日から、日本海ケーブルネットワーク株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第 249 号）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 19 日から実施します。

附則（KDDICマ第 252 号、第 253 号、第 255 号、第 260 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 2 日から、ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第 262 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 3 日から実施します。

(その他)

2 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 4 項(1)のA中「特定事業者からのものを除きます」を「特定事業者又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます」に改めます。

附則 (KDD I Cマ第 268 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 13 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社秋田ケーブルテレビに関する改正規定については、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 270 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 272 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 30 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 273 号、第 274 号、第 277 号、第 279 号、第 281 号、第 287 号、第 290 号、第 295 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 25 年 11 月 12 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則 (KDD I Cマ第 297 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 18 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改定規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 6 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の LTE 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|---|
| <p>ア 別記 3 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（特定事業者又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別としてプラン M シンプルを選択すること。</p> |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 2,500 円
-----	-------------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au 契約の解除があったとき。
- (2) au サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) au パケットへの au サービスの種類の変更があったとき。
- (4) プラン M シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、その料金月におけるプラン M シンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第 2 項に規定する控除額の日割りを行います。

6 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第299号、第301号、第303号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、諫早ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成26年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第307号、第309号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年8月13日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(27)のAの(イ)の表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

割引額	税抜額 934 円
-----	-----------

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

4 平成24年1月18日から実施の附則第3項(1)のAの適用条件の(イ)及び同項(2)のAの適用条件の(イ)中「基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択していること。」を「基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は、電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。」にそれぞれ改めます。

5 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)のAの適用条件の(イ)及び同項(2)のAの適用条件の(イ)並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のAの適用条件の(イ)及び同項(2)のAの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。」を「基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は、電話カケ放題プラン（ケータイ）であること。」にそれぞれ改めます。

6 平成24年9月7日から実施の附則第4項第5号中「料金種別がプランF（IS）シンプルである」を「料金種別がプランF（IS）シンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）若しくは電話カケ放題プラン（ケータイ）である」に改めます。

附則（KDDICマ第312号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年8月22日から実施します。

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日以降、第2種定期auモジュール契約（基本使用料の料金種別が

WNDプランに係るものに限ります。)に係る契約解除料については、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第314号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年8月27日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第316号、第318号、第320号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成25年9月1日から実施の附則第3項中「この改定規定実施の日以降」を「この改定規定実施の日から平成26年8月31日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第323号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年9月10日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第327号、第331号、第337号、第339号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)及び(25)に関する改正規定については、平成26年10月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第341号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成26年10月15日から実施します。（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第347号、第349号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第355号、第357号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年11月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第359号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年11月25日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第361号、第363号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第368号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年12月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第371号、第374号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年12月18日から実施します。
ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）の契約者回線に係る通話料の適用に関する改定規定については、平

成 26 年 12 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 379 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 26 日から実施します。
(付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 12 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限り、）について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u（WIN）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。
ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。
(1) その契約者回線について、a u 契約の解除（LTE 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
(2) その契約者回線について、a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
(3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 381 号、第 388 号、第 390 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 392 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。
ただし、この改正規定中、加賀テレビ株式会社に関する改正規定については、平成 27 年 1 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第396号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年1月21日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、a u契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<p>(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、a u契約の申込み（契約変更及びa u契約からの契約移行に係るもの並びに特定事業者又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出（別記3(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望する旨の申出をいいます。以下この附則第2項において同じとします。）を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「減額開始月I」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間Iが経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第2項において「本減額適用I」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <p>(ア) 減額対象期間I</p> <table border="1"> <tr> <td>① ②以外の場合</td> <td>24料金月</td> </tr> <tr> <td>② そのa u契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択した場合（a uサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）</td> <td>36料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 適用条件</p> <table border="1"> <tr> <td>① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。</td> </tr> </table> <p>(ウ) 控除額</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: right;">1契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 934円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用Iは、a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、その契約者（そのa u契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として）が学生又は満25歳以下であるもの限り、申し出ることができます</p> <p>ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のa u契約に係る契約者回線（その契約者名</p>	① ②以外の場合	24料金月	② そのa u契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択した場合（a uサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36料金月	① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。	② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。	1契約ごとに月額	税抜額 934円
① ②以外の場合	24料金月								
② そのa u契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択した場合（a uサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36料金月								
① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期a u契約に係る基本使用料の適用を受けていること。									
② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。									
1契約ごとに月額									
税抜額 934円									

義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分3に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分4に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定めるau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又は特定事業者との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅰの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める減額対象料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

(ア) au契約の解除があったとき。

(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

(カ) そのau契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてプ

ランZシンプルを選択した場合であって、減額開始月 I から起算して 25 料金月以降に基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 カ オの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 オの（ア）、（イ）又は（カ）の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、LTE 減額適用 I（当社の LTE 約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）に係る申出の承諾を受けた LTE 契約者回線について、a u 契約への契約移行があった場合、その a u サービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間 I（次表に定める減額対象合算期間 I から次表に定める減額適用合算月数 I を除いた月数をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用 I を適用します。

（ア） 減額対象合算期間 I

① ②以外の場合	24 料金月
② その a u 契約又は LTE 契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプル又は LTE プラン若しくは LTE プラン（V）を選択した場合（a u サービス又は LTE サービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月

（イ） 減額適用合算月数 I

本減額適用 I の適用を受けた料金月数及び LTE 減額適用 I の適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）

コ 本減額適用 I の申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE 契約への契約移行があった場合、その LTE 契約者回線に係る LTE 減額適用 I の取扱いについては、当社の LTE 約款の規定（ケに相当す

	<p>るものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰ（特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>											
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るもの並びに特定事業者又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「減額開始月Ⅱ」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間Ⅱが経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <p>(ア) 減額対象期間Ⅰ</p> <table border="1" data-bbox="406 1227 1465 1608"> <tr> <td data-bbox="406 1227 657 1272">Ⅰ Ⅱ以外の場合</td> <td data-bbox="657 1227 1193 1272"></td> <td data-bbox="1193 1227 1465 1272">12 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1272 657 1608" rowspan="2">Ⅱ そのau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合</td> <td data-bbox="657 1272 1193 1317">① ②以外の場合</td> <td data-bbox="1193 1272 1465 1317">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 1317 1193 1608">② そのau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択した場合（auサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）</td> <td data-bbox="1193 1317 1465 1608">36 料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 適用条件</p> <table border="1" data-bbox="406 1653 1465 1776"> <tr> <td data-bbox="406 1653 1465 1731">① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1731 1465 1776">② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。</td> </tr> </table> <p>(ウ) 控除額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="406 1859 1465 1904"> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 934 円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用Ⅱは、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、アに定めるau契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1</p>	Ⅰ Ⅱ以外の場合		12 料金月	Ⅱ そのau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合	① ②以外の場合	24 料金月	② そのau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択した場合（auサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月	① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。	② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。	税抜額 934 円
Ⅰ Ⅱ以外の場合		12 料金月										
Ⅱ そのau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合	① ②以外の場合	24 料金月										
	② そのau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択した場合（auサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月										
① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。												
② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。												
税抜額 934 円												

若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出を特定事業者が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	特定事業者のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

(エ) 特定事業者との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出を特定事業者が承諾しているとき。

エ アに定めるau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又は特定事業者との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める減額対象料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) au契約の解除があったとき。

(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。

- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) その a u 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。
- (カ) その a u 契約の申込み (MNP 加入申出を伴うものに限ります。)に際し、基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択した場合であって、減額開始月 II から起算して 25 料金月以降に基本使用料の料金種別の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用 II を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 II の適用
1 2 以外により本減額適用 II を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 II を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用 II を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、L T E 減額適用 II (当社の L T E 約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用 II に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。)に係る申出の承諾を受けた L T E 契約者回線について、a u 契約への契約移行があった場合、その a u サービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間 II (次表に定める減額対象合算期間 II から次表に定める減額適用合算月数 II を除いた月数をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。)が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用 II を適用します。

(ア) 減額対象合算期間 II

I II 以外の場合		12 料金月
II その a u 契約又は L T E 契約の申込みが、MNP 加入申出を伴うものである場合	① ② 以外の場合	24 料金月
	② その a u 契約又は L T E 契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別として、プラン Z シンプル又は L T E プラン若しくは L T E プラン (V) を選択した場合 (a u サービス又は L T E サービスの提供を開始した日以	36 料金月

	降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。)	
(イ) 減額適用合算月数Ⅱ		
本減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数及びLTE減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数を合算した月数(それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。)		
コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係るLTE減額適用Ⅱの取扱いについては、当社のLTE約款の規定(ケに相当するものをいいます。)に定めるところによります。		
サ アからエの規定によるほか、次の全てを満たす場合、その契約者回線について、平成27年5月1日から本減額適用Ⅱを行います。		
(ア) 平成26年12月1日から平成27年3月30日までの間に、au契約の申込み(契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るもの並びに特定事業者又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出を伴うものを除きます。)があること。		
(イ) 平成27年4月1日時点で、障がい者等用の基本使用料の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。		
(ウ) 平成27年4月1日時点で、基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。		
(エ) 平成27年3月31日時点で、その契約者回線が属する複数回線複合割引に係る割引選択回線群に、判定用契約者回線等(次表に定める申出を当社又は特定事業者が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線又は他網契約者回線(それぞれの減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。)をいいます。以下この附則第2項において同じとします。)が含まれていること。		
申出		
本減額適用Ⅰの申出、LTE減額適用Ⅰの申出、特定減額適用Ⅰの申出、LTE特定減額適用Ⅰ(特定事業者のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、LTE減額適用Ⅰに相当するものをいいます。)の申出		
(オ) (ア)に定めるau契約の申込みのあった日が、(ウ)に定める判定用契約者回線等に係るau契約又はLTE契約の申込のあった日より前であること。		
(カ) ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないこと。		
シ 契約者は、当社又は特定事業者がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ(特定事業者のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第398号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月23日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第403号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月30日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 平成27年1月21日から実施の附則第2項の（1）欄のイ中「学生であるもの」を「学生
又は満25歳以下であるもの」に改めます。

附則（KDDICマ第407号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第413号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年2月10日から実施します。
ただし、この改正規定中、佐賀シティビジョン株式会社に関する改正規定は、平成27年
2月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第418号、第420号、第421号）

- 1 この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改定規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、au契約の申込みがあった
場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その
auサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して36料金月の間（以
下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第
1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特

定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款又は当社LTE約款に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月又はプランSSシンプル若しくはプランZシンプルの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	別記3(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ(特定事業者又は特定MVNO事業者からのものを除きます。)を希望する旨の申出を伴うこと。
イ	当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ	基本使用料の料金種別としてプランSSシンプル又はプランZシンプルを選択すること。
エ	特定パケット通信2段階定額制(ダブル定額スーパーライト、ダブル定額ライト又はダブル定額に限ります。以下この附則において同じとします。)の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定パケット通信2段階定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 前項第4号又は第5号(前項第3号を伴う場合を除きます。)により本減額適用を廃止したとき	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更(プランSSシンプル又はプランZシンプルとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。)があった場合は、その料金月におけるプランSSシンプル又はプランZシンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割りをを行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 424 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 431 号、第 434 号、第 436 号、第 438 号、第 440 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ニューメディアに関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、ビッグロープ株式会社に関する改定規定は、平成 27 年 3 月 2 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 446 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 10 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 448 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、テレビ小山放送株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 453 号、第 459 号、第 462 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第467号、第469号、第470号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年4月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第473号、第475号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第478号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年5月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第484号、第489号、第491号、第493号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、横浜ケーブルビジョン株式会社に関する改正規定は、平成27年6月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第498号、第505号、第511号、第513号、第515号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第518号）

この改正規定は、平成27年7月10日から実施します。

附則（KDDICマ第524号、第526号、第527号、第529号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 535 号、第 537 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 6 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 540 号、第 542 号)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 7 日から実施します。

附則 (KDDICマ第 545 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 17 日から実施します。

(SMS機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降、契約者は、新たにSMS安心ブロック(別表1(付加機能)3欄の備考に定める、当社が別に定める方法により電気通信番号(当社が別に定めるものに限り)又はURLが含まれるSMSの受信を行わないようにすることをいいます。)の提供を受けることはできません。

附則 (KDDICマ第 547 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙2及び附則別紙3に係るものを含みます。)は、平成 27 年 8 月 24 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

a uサービスの利用の一時中断の取扱い、一般用の基本使用料の取扱い、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(7)に定める契約者を単位とする基本使用料割引I、(10)の3に定める複数回線の利用を条件とするa uパケットに関する基本使用料の減額適用、(14)に定めるa u. NET機能に係るオプション機能使用料の減額適用、第2(通話料)1(適用)(13)に定める特定電話番号への通話料の月極割引、(16)に定める契約者を単位とする通話料の月極割引、(22)に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引、(27)に定める特定電話番号への通話料の月極割引II及び改正前の規定による料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(3)のウの取扱い

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙2のとおりとします。

区分	基本使用料の料金種別
a uデュアル又は	プランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトイ

U I Mサービスに係るもの	ムL、デイトムS、プランE、プランF（IS）、プランW、プランLLシンプル、プランLシンプル、プランMシンプル、デイトムLシンプル、デイトムSシンプル、プランF（IS）シンプル、プランWシンプル
第1種 a u パッケージに係るもの	WINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS
第2種 a u パッケージに係るもの	WINシングルLL WiMAX フルサポート、WINシングルL WiMAX フルサポート、WINシングルM WiMAX フルサポート、WINシングルLL WiMAX シンプル、WINシングルL WiMAX シンプル、WINシングルM WiMAX シンプル、WINシングル定額 WiMAX フルサポート、WINシングル定額 WiMAX シンプル、ビジネスWINシングル定額 WiMAX フルサポート、ビジネスWINシングル定額 WiMAX シンプル
第2種 a u モジュールに係るもの	WINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS

（一般用の基本使用料に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、一般用の基本使用料の適用を受けている場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙2のとおりとします。

（料金安心サービスに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

通常防止措置（一回停止）	段階防止措置（段階停止）
--------------	--------------

附則（KDDICマ第549号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙3に係るものを含みます。）は、平成27年9月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第555号）

この改正規定は、平成27年9月3日から実施します。

附則（KDDICマ第560号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年9月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 25 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項の表(1)のア及び(2)のア中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則 (KDD I Cマ第 564 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 568 号、第 577 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 581 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定 (附則別紙 3 に係るものを含みます。)は、平成 27 年 11 月 9 日から実施します。
(基本使用料の料金種別に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、次項及びこの約款の規定によるほか、附則別紙 3 のとおりとします。

基本使用料の料金種別	b i b l i o L e a f プラン
------------	-------------------------

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 3 削除

附則 (KDD I Cマ第 590 号、第 593 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定 (附則別紙 2 及び附則別紙 3 に係るものを含みます。)は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。
ただし、この改正規定中、SMS 安心ブロック (当社が別に定める方法により電気通信番号 (当社が別に定めるものに限ります。)又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。)に関する改正規定は、平成 27 年 11 月 18 日から実施します。
(用語の定義に関する経過措置)

- 2 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
第 1 種定期 a u 契約	契約期間が、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日 (契約を更新した場合は、更新した日とします。)から、

	その日を含む料金月の翌料金月（契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。）から起算して 12 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期 a u 契約
第 1 種定期 a u 契約者	当社と第 1 種定期 a u 契約を締結している者

（a u 契約の種別に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の a u 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の a u 契約を締結しているものとみなします。

第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が一般用のものに限ります。）	第 1 種定期 a u 契約
---------------------------------------	----------------

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の a u 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表中央欄の a u 契約を締結し、同表右欄の基本使用料の割引の適用を受けているものとみなします。

第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が障がい者等用のものに限ります。）	一般 a u 契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（5）の 2 に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引
--	-----------	--

（第 1 種定期 a u 契約に関する経過措置）

- 5 この改正規定実施の際現に、第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が一般用のものに限ります。）を締結している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、この附則及び附則別紙 2 のとおりとします。

（1）第 1 種定期 a u 契約の満了

ア 第 1 種定期 a u 契約は、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が第 24 条（定期 a u 契約の更新）の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

区分	内容
第 1 種定期 a u 契約	12 料金月

イ アの規定にかかわらず、その第 1 種定期 a u 契約が、一般 L T E 契約（当社の L T E 約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けるものに限ります。）からの契約移行により締結されたものであるときは、その一般 L T E 契約に係る L T E サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（改正前の規定により、その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、12 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

（2）第 1 種定期 a u 契約の更新

当社は、前号の規定により第 1 種定期 a u 契約が満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 1 種定期 a u 契約を更新します。

（請求を保留した契約解除料の支払いに関する経過措置）

- 6 平成 27 年 11 月 16 日以前に a u サービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）があった契約者回線（その a u 契約の種別が、改正前の規定による第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が障がい者等用のものに限ります。）であったものに限ります。）について、こ

の改正規定実施の日以降に a u サービスの再利用があった場合、別記 20 の 2 の規定に基づき当社が請求を保留した契約解除料の債務については、なお従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

8 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項及び平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項中「障がい者等用の基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用」にそれぞれ改めます。

9 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)のオの表及び同項(2)のオの表について、それぞれ次表のように改めます。

(1) 第 2 項(1)のオの表

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

(1) 第 2 項(2)のオの表

区分	本減額適用 II の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 II を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用 II を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。

10 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)の力の表及び同項(2)の力の表並びに平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)の力の表及び同項(2)の力の表について、それぞれ区分 2 中の「(3に該当するときを除きます。)」及び区分 3 の欄を削除し、区分 1 中「2 又は 3 以外により」を「2 以外により」に改めます。

附則 (K D D I C マ第 598 号)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附則 (K D D I C マ第 603 号)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則 (K D D I C マ第 606 号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙2に係るものを含みます。)は、平成28年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第607号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年1月5日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第609号)

この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。

附則(KDDICマ第611号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年1月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第613号)

この改正規定は、平成28年1月20日から実施します。

附則(KDDICマ第618号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年1月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第620号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第623号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 10 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 626 号）

この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。

附則（KDDICマ第 632 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。
(a u サービス利用権等の譲渡に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に行われた a u サービス利用権、a u モジュール利用権又は W I N 特定接続サービス利用権の譲渡の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 643 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 651 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 5 日から実施します。

附則（KDDICマ第 652 号、第 654 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 2 及び附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 27 年 11 月 9 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第 657 号、第 659 号、第 661 号、第 664 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 17 日から実施します。
ただし、この改正規定中、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料に関する改正規定については、平成 28 年 5 月 17 日以降に行われた L T E 契約の解除について実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第666号、第674号）

- 1 この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。
（手続き中の定期前払au契約の承諾に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、手続き中の定期前払au契約の申込みに関する承諾は、この改正規定にかかわらず、この改正規定による改正前の規定に基づき取り扱います。

附則（KDDICマ第677号）

- （実施時期）
- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成28年6月1日から実施します。
（第2種定期au契約（タイプII）への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（4）に定める第2種定期au契約に係る基本使用料の取扱いについて、同（4）のE中、次表の左欄の部分と同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前のau契約又はLTE契約の契約種別に応じて、そのau契約又はLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。	契約変更又は契約移行を行う前のau契約又はLTE契約の契約種別を第2種定期au契約（タイプIに限ります。）又は第2種定期LTE契約（タイプIに限ります。）として、そのau契約又はLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
---	--

- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第686号、第689号、第697号、第699号）

- （実施時期）
- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）
- 2 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第702号、第704号）

- （実施時期）
- 1 この改正規定は、平成28年7月16日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第706号）

この改正規定は、平成28年7月22日から実施します。

附則（KDDICマ第708号）

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附則（KDDICマ第714号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙3に係るものを含みます。）は、平成28年9月1日から実施します。
（auモジュール契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結しているauモジュール契約（基本使用料の料金種別がリーダー3GプランⅠ又はリーダー3GプランⅡのものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第719号、第720号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第723号）

この改正規定は、平成28年10月6日から実施します。

附則（KDDICマ第725号、第732号、第736号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
（その他）
- 3 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第742号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成28年11月9日から実施し

ます。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別の提供を受けているものとみなします。

電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）	カケホ（3Gケータイ・データ付）
電話カケ放題プラン（ケータイ）	カケホ（3Gケータイ）

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）であること。」を「基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ（3Gケータイ・データ付）又は、カケホ（3Gケータイ）であること。」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第747号）

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附則（KDDICマ第752号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第754号）

この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成28年12月22日から実施します。

附則（KDDICマ第756号、第762号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成29年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第770号）

この改正規定は、平成29年1月19日から実施します。

附則（KDDICマ第781号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 786 号）

この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 788 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 792 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 21 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 798 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 25 日から実施します。
(付随サービスの提供に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、当社の「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより提供するものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 801 号、第 802 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 807 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 814 号）

この改正規定は、平成 29 年 7 月 14 日から実施します。

附則（KDDICマ第 815 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 819 号）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則（KDDICマ第 824 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 17 日から実施します。

附則（KDDICマ第 826 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日から実施します。

附則（KDDICマ第 830 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 838 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 842 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 845 号、第 851 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 855 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 860 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 865 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 870 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 19 日から実施します。

附則（KDD I Cマ第 874 号、第 880 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 2 月 19 日から実施の附則第 2 項中「この改定規定実施の日以降に」を「この改定規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に」に改めます。

附則（KDD I Cマ第 884 号、第 886 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 888 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 896 号、第 898 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附則（KDDICマ第 900 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 28 日から実施します。

附則（KDDICマ第 902 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

（a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用の適用を受けていた場合の取扱いについては、当社の a u でんきセット割利用規約に定めるところによります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 907 号）

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

附則（KDDICマ第 910 号）

この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 8 月 15 日から実施します。

附則（KDDICマ第 919 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 9 月 4 日から実施します。

（WiMAX 利用機能の提供終了）

2 当社は、平成 32 年 3 月 31 日をもって、WiMAX 利用機能の提供を終了します。

附則（KDDICマ第 924 号）

この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 9 月 26 日から実施します。

附則（KDDICマ第 931 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 8 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。